

「平成31年度 包括外部監査結果報告書」の概要について
(広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について)

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について

3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

広島市の公の施設は、文化・スポーツ・福祉など、市民に身近なサービスを提供する重要な施設である。

しかし、これらの多くが高度経済成長期に当たる昭和40年代から昭和50年代頃にかけて整備され、整備後30年から50年もの期間を経過し、老朽化が進んでおり、これらの資産の維持保全に多くの費用がかかっている。

こうした状況の中、これらハコモノ資産の多くを管理している広島市出資法人には、広島市からの職員の派遣や各法人の人件費を含む指定管理料、補助金等の支出がされるとともに、広島市の各所管課によるハコモノ資産の修繕費などの支出も要し、広島市における負担は大きい。

これら広島市が出資している法人についての「ヒト・モノ・カネ」に係る財務事務の執行について、合規性、有効性、経済性等の観点から、総合的に監査し、財政面における課題の抽出等を行い、もって、広島市の厳しい財政状況の中、限られた財源の有効活用及び効率的な市政運営の実現に寄与することの意義は大きいものと判断し、この度の包括外部監査に係る特定の事件（テーマ）として選定した。

4 監査の対象期間

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度や平成31年度についても監査の対象とした。

5 監査の実施期間

令和元年6月1日から令和2年1月10日まで

6 監査対象部署

企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課、市民局生涯学習課、文化スポーツ部文化振興課、スポーツ振興課、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、環境局施設部施設課、安佐南工場、業務部業務第一課、業務第二課、経済観光局雇用推進課、都市整備局都市整備調整課、緑化推進部緑政課、公園整備課、下水道局管理部管理課、教育委員会青少年育成部育成課、公益財団法人広島市文化財団、公益財団法人広島市スポーツ協会、一般財団法人広島市都市整備公社、公益財団法人広島市みどり生きもの協会

7 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	税理士	大濱	香織
監査補助者	税理士	城所	美智子
監査補助者	公認会計士	福元	智代
監査補助者	税理士	加藤	和弘
監査補助者	税理士	松岡	賢
監査補助者	弁護士	野田	隆史
監査補助者	弁護士	谷井	智

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果及び意見

本報告書において記載した「監査の結果(指摘事項)」及び「監査の意見」については、以下のように定義した。

(1) 監査の結果(指摘事項)

財務に関する事務の執行又は経営に係る事業の管理について、法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約条項等の規範等に違反がある場合又は不当な場合(違法ではないとしても、そのような運用をすべきではないという場合)

(2) 監査の意見

「監査の結果(指摘事項)」に該当しないが、経済性、効率性、有効性の視点からのものも含め、問題点等がある場合

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定

(1) 広島市における指定管理者制度

ア 概要

広島市では、平成18年(2006年)4月から、法律により管理主体が地方公共団体に限られる施設や市の直営とすることが適当である施設以外の施設については、全て指定管理者制度を導入することにしている。

平成30年4月1日現在の導入施設数637施設。指定管理者制度を導入することにより、開館日の拡大や開館時間の延長など市民サービスの向上が図られたと評価されている。

広島市が管理を委託している637施設のうち、200施設については、広島市が出資している法人(以下「出資法人」という。)が指定管理を行っている。

イ 出資法人が指定管理を行っている施設

法人名	施設名	施設数
(公財)広島市文化財団	まちづくり市民交流プラザ、映像文化ライブラリー、文化創造センター、国際青年会館、区民文化センター(7)、似島臨海少年自然の家、三滝少年自然の家(他1)、図書館(11)、公民館(71)、現代美術館、広島城、こども文化科学館、江波山気象館、交通科学館、郷土資料館、勤労青少年ホーム(3)、青少年センター	106
(公財)広島市スポーツ協会	中区スポーツ施設(5)、東区スポーツ施設(4)、南区スポーツ施設(4)、西区スポーツ施設(3)、安佐南区スポーツ施設(4)、安佐北区スポーツ施設(2)、安芸区スポーツセンター、佐伯区スポーツ施設(12)、クアハウス湯の山、広域公園	37
(公財)広島平和文化センター	国際会議場、広島平和記念資料館	2
広島市流通センター(株)		0
広島市地下街開発(株)		0
(公財)広島市産業振興センター	工業技術センター	1
(公財)広島観光コンベンションビューロー		0

法人名	施設名	施設数
(公財)広島市農林水産振興センター	三田市民農園、見張市民農園、三田市民農園、農業振興センター、農業振興センター安佐分場、水産振興センター	6
(公財)広島原爆被爆者援護事業団		0
(一財)広島市都市整備公社	自転車等駐輪場(中央地区)(16)、自転車等駐輪場(西部地区)(6)、基町駐車場、 特定環境保全公共下水道、小規模下水道、農業集落排水処理施設、総合防災センター	39
広島駅南口開発(株)	広島駅南口地下広場	1
(公財)広島市みどり生きものの協会	大芝公園(交通ランドを含む)、森林公園(昆虫館に限る)、 安佐動物公園、植物公園、中央公園(ファミリープールを含む)	5
広島高速道路公社		0
広島高速交通(株)	中筋バスターミナル、大町バスターミナル、上安バスターミナル	3
合計		200

太字は、監査対象とした法人等

ウ 出資法人一覧表

法人名	出資割合(%)	職員数()		平成30年度(当初予算)		平成30年度(決算)	
		市からの派遣	人	総事業費	うち市委託料・補助金等	総事業費	うち市委託料・補助金等
	%	人	人	千円	千円	千円	千円
(公財)広島市文化財団	96.1	671	36	8,083,322	6,796,766	7,528,946	6,337,090
(公財)広島市スポーツ協会	50.0	102	2	2,539,651	1,540,037	2,420,273	1,547,604
(公財)広島平和文化センター	90.5	112	21	1,768,539	857,486	1,591,351	805,986
広島市流通センター(株)	70.0	10	-	570,899	-	561,348	-
(公財)広島市産業振興センター	100.0	49	17	461,476	440,157	456,744	439,804
広島市地下街開発(株)	43.3	16	-	1,488,039	127,736	1,272,019	127,223
(公財)広島観光コンベンションビューロー	100.0	39	2	386,052	338,843	351,142	314,765

法人名	出資割合()	職員数()		平成 30 年度(当初予算)		平成 30 年度(決算)	
		市からの派遣		総事業費	うち市委託料・補助金等	総事業費	うち市委託料・補助金等
(公財)広島市農林水産振興センター	66.7	55	18	450,724	433,504	424,048	406,795
(公財)広島原爆被爆者援護事業団	71.5	190	-	2,283,240	1,619,081	2,279,274	1,615,356
(一財)広島市都市整備公社	100.0	150	4	2,632,908	2,075,281	2,529,611	2,028,249
広島駅南口開発(株)	63.1	12	-	2,707,153	120,611	2,667,973	120,700
(公財)広島市みどり生きもの協会	89.3	122	14	1,789,601	1,168,435	1,688,502	1,165,589
広島高速道路公社	50.0	69	20	39,561,870	1,682,800	35,334,829	1,346,138
広島高速交通(株)	51.0	212	3	36,798,293	16,015,171	35,836,020	15,983,568
計	-	-	-	101,521,767	33,215,908	94,942,080	32,238,867

(「法人の経営状況報告書(平成 30 年 6 月広島市)」及び「法人の経営状況報告書(令和元年 6 月広島市)」に基づき監査人が作成)

()平成 31 年 4 月 1 日現在

(2) 事業の選定

広島市の「法人の経営状況報告書(平成 30 年 6 月広島市)」において、広島市が出資している公益財団法人広島市文化財団など 14 法人の経営状況が報告されている。

この報告書によると、14 法人の資本金又は基本金の総額は平成 30 年 4 月 1 日現在 1,055 億 6,592 万円であり、そのうち、広島市の出資額は 618 億 7,636 万円である。

また、この 14 法人の平成 30 年度総事業費(予算)は約 1,015 億円であるが、そのうち、市委託料・補助金等は約 332 億円で、32.7%の割合を占めている。

これら 14 の広島市の出資法人のうち、文化施設、スポーツ施設その他市民に身近な公の施設の指定管理者となっている団体から、広島市からの出資割合及び各法人の事業費に占める委託料・補助金等の割合を考慮し、公益財団法人広島市文化財団、公益財団法人広島市スポーツ協会、一般財団法人広島市都市整備公社及び公益財団法人広島市みどり生きもの協会を選定し、これら法人に対する指定管理料、補助金等及び各施設管理のために広島市の各所管課により負担された修繕費等について、地方自治法第 252 条の 37 等の規定に基づき、市及び各団体の両面から監査を実施することとした。

加えて、一般財団法人広島市都市整備公社については、指定管理業務以外に、広島市から様々な業務の委託を受けていることから、こうした諸業務を委託している所管課に対する監査も実施することとした。

なお、これまでの包括外部監査において監査された施設や業務については、基本的に除くこととした。

2 監査の視点及び監査手続

(1) 監査の視点

ア 合规性

監査対象の事業に係る事務は、関係法令、条例、規則、要綱等に基づき適法かつ公平公正に行われているか。

イ 有効性

- ・目的の達成に向けて、効果的な事業内容となっているか(補助金等及び委託料は目的に従い有効的に活用されているか)。
- ・現在の社会情勢に即した事業内容となっているか。

ウ 経済性等

- ・監査対象の事業に係る事務は、計画性をもって経済的、効率的かつ実効的なものとして実施されているか。また、事業に係る費用対効果の確認が行われているか。
- ・民間委託の場合等との比較や官民の適正な役割分担の観点から、見直す事業はないか。

(2) 監査手続

ア 事前準備

- (ア) 過年度の広島市包括外部監査結果の収集・分析
- (イ) 地方自治体からの委託料(指定管理料)・補助金等を中心とした他の自治体の過年度の包括外部監査結果の収集・分析
- (ウ) 会計検査院による検査及び広島市監査委員による監査(定期監査、随時監査、行政監査、住民監査請求に基づく監査)結果の収集・分析
- (エ) 監査対象事業に関する過去3年度分の当初予算額及び決算額の推移の分析
- (オ) 根拠法令・条例・規則等の資料収集と確認
- (カ) 国庫補助金関係の資料収集

イ 監査要点と実施した監査手続

監査対象事業に共通する、監査要点ごとの主な監査手続は次のとおりである。なお、その他の事業特有の監査手続については、該当部分に個別に記載した。

監査要点		監査手続
合规性	事業に係る事務の執行は関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。	決算額内訳、事業計画書、予算書、契約書、仕様書、支出負担行為・支出命令等の支出に係る資料、各種実績報告書、事業に係る決算書、勤務日誌等の閲覧及

監査要点		監査手続
合規性		び担当者への質問を実施し、関連する法令、条例、規則、要綱、手引、マニュアル、Q & A等に準拠した事務が行われているかどうか、事務手続を検証した。
有効性	目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	広島市が策定した事業目標に対する施策の進捗状況について、担当者に質問した。 事業実績報告書の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の実績を検証した。 事業の成果指標について、年次推移の分析、他の自治体との比較、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、有効性の観点から検証した。
	長期間継続している事業は、現在の社会情勢に適応したものであるか。	事業利用者のアンケート結果の分析、有効性の自己評価及び改善施策の在り方について担当者に質問した。
	長期間、同一の委託先に事業を継続して委託している実態はないか。 契約の方式決定及び委託先の選定が適法かつ妥当であるか。	担当者に質問し、長期間の同一委託先への委託事業については、当該委託事業に係る予算額及び決算額の推移分析を行い、また、契約関係書類（見積書、随意契約理由書、契約書、仕様書）を閲覧した。
	運営費や補助金の交付、事業の委託を受ける法人等の事業実態を把握しているか。	出資法人等への指導監査の実施状況について担当者に質問した。また、提出された事業実績報告書、公表されている財務情報等を入手し、分析検討した。
経済性 効率性	事業に係る事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出負担行為・支出命令等の支出に係る資料、各種実績報告書、事業に係る決算書、会計帳簿、請求書・領収証等の証憑書類の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

監査要点		監査手続
経済性 効率性		固定資産台帳の記録と現物を照合する 固定資産実査を行った。 分析的手続として、過去3年度分の予 算額及び決算額を比較検討した。
	実施した事業に関する費用対効 果の確認が行われているか。	事業費の内訳を把握し、事業目標に照 らして適切な支出であるかどうか、事 業計画書及び予算書と比較検討した。 支出時期が年度末に集中している事業 については、請求書・領収証等の証憑書 類の閲覧及び担当者への質問を実施し た。

ウ 監査実施日

所管局	監査実施期間
市民局	6月28日～10月9日
下水道局	7月1日～7月31日
健康福祉局	7月5日
環境局	7月10日～10月20日
経済観光局	7月17日～10月15日
教育委員会	8月13日～10月17日
都市整備局	7月12日～8月28日

3 監査の結果及び意見（要旨）

(1) 監査の総括

広島市の出資法人のうち、文化施設、スポーツ施設その他市民に身近な公の施設の指定管理者となっている公益財団法人広島市文化財団、公益財団法人広島市スポーツ協会、一般財団法人広島市都市整備公社及び公益財団法人広島市みどり生きもの協会が行う事業の「ヒト・モノ・カネ」について、監査の対象とした。

広島市からの派遣職員、退職したOB職員、出資法人のプロパー職員等の「ヒト」が、公共施設等に関わり消費される備品や消耗品等「モノ」を購入等するために、広島市は人件費や物件費として予算を組み、広島市から出資法人に「カネ(お金)」が流れていく。「カネ」の具体的な内容は、指定管理料、補助金、委託料、それ以外に広島市が負担する改修工事費、修繕費などであり、これらを対象として、合規性に加え、3E(経済性、効率性、有効性)の観点から監査を行った。

出資法人は、広島市の幹部職員等の退職後の再就職先となる場合もあることから、広島市側(担当課)の監視の目が他の指定管理者等に対するものと同様に厳しくされているかを検証するために、両者の間でやり取りされる書類や予算差引簿から監査の重点ポイントを割り出し、現地監査を行った結果、施設や備品の管理における問題や不適切な支出等が見受けられた。監査の結果及び意見の要旨は次のとおりである。

ア 公益財団法人広島市文化財団

公益財団法人広島市文化財団(以下「広島市文化財団」という。)が実施する13事業を監査対象とし、監査の結果(指摘事項)20件、意見20件を検出した。

(ア) 広島市交通科学館の入場者総数について

広島市交通科学館(以下「交通科学館」という。)は、担当課に対して、平成30年度の入場者数について、「観覧合計」65,339人、「観覧以外合計」192,938人、「施設入場者総数」258,277人と報告した。

現地監査の結果、現状の入場者総数の測定方法では、1人の入場者が重複して何人分にも数えられていることが判明した。建替えや修繕等の判断基準の一つが入場者総数であり、現状の測定方法では、市長や議会等による将来の有効利用の分析等において判断を誤らせる可能性がある。交通科学館は、年間で約3億円もの市税を投入して運営している。今後の運営方針決定の参考とするには、実人数の数倍に膨れ上がっていると推定される現状の測定方法を是認することは不適當であり、交通科学館の利用実態をより正しく示す測定方法を担当課と交通科学館は検討されたい。

交通科学館の入場者総数は、「広島市統計書」等の統計データとして使用されているが、交通科学館の入場者総数の測定方法は、過去に2回変更され、測定結果の連

続性が失われている。そのため、このままでは時系列分析を行うことができない。入場者総数の測定方法を変更する場合には、いつからどのように変更したのかという点について、注記をする必要がある。また、統計データ利用者に対して誤解を与えることのないよう、交通科学館の入場者数の測定方法は他の博物館等と異なっており、入場者の人数には重複があり、更に重複人数が不明である旨を注記すべきである。

(イ) 備品の管理について

指定管理者が指定管理料等から購入した備品は広島市に帰属し、広島市の物品管理に関する規則等に基づいて管理されるべきものであるが、以下の不適切な点を検出した。

広島市の財務会計システムに登録されている備品の一覧表（以下「備品台帳」という。）に本来掲載されるべき備品が掲載されていないということは、備品台帳の管理機能を弱め、紛失、盗難のリスクを高め、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になる。担当課は、広島市文化財団に対して広島市の備品の定義を正しく説明し、備品の登録漏れがないように指導し、備品の管理を適正に行う必要がある。

a 委託費や修繕費として会計処理し、取得した備品が、備品台帳に登録されていないことについて

平成 30 年度に広島市郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）が委託費として会計処理した模型 2 点（合計 172 千円）、広島市江波山気象館（以下「江波山気象館」という。）が修繕費として会計処理したワイヤレスマイクユニット等（合計 918 千円）、交通科学館が委託費として会計処理したおもしろ自転車 2 台（合計 373 千円）及び模型 8 点（合計 980 千円）は、広島市の備品に該当するが、いずれの施設も必要な手続を実施しておらず、広島市の財務会計システムに備品登録されていなかった。

特に交通科学館では、過年度においても同様に外部製作の模型が多数存在し、収集された模型は 2,200 点以上に上る。このうち相当数は、本来財務会計システムに備品登録すべきものと推定される。

b 新規購入備品の登録漏れについて

平成 30 年度に広島市映像文化ライブラリー（以下「映像文化ライブラリー」という。）が購入した 35 ミリ映画フィルム（取得価額 956 千円）は広島市の備品に該当するが、映像文化ライブラリーは担当課への備品購入の報告及び貸与の申請を失念したため、財務会計システムに備品登録されていなかった。

c その他の備品管理について

- (a) 江波山気象館及び映像文化ライブラリーにおいては、担当課が財務会計システムにて備品登録を行う際に、実際の取得日でなく翌年度期首を備品の取得日として登録したため、備品の取得日について年度のずれが生じていた。
- (b) 江波山気象館には5台の望遠鏡が設置されているが、うち1台は財務会計システムに備品登録されていなかった。
- (c) 広島市三滝少年自然の家（以下「三滝少年自然の家」という。）の廃棄済みのトランポリン1台（昭和53年取得）が備品登録されたままであった。
- (d) 郷土資料館のパーソナルコンピュータ1台（平成21年取得）及びビデオ装置1台（平成11年取得） 広島市中央勤労青少年ホーム（以下「中央勤労青少年ホーム」という。）の電気冷蔵庫（平成5年取得）は、備品登録があり現物は存在するが使用しないまま数年経過し、今後も使用の見込みがなく廃棄すべきものである。

(ウ) 施設の維持保全について

a 防火シャッターの危害防止装置の未設置について

平成17年12月改正建築基準法施行令等が施行され、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置取付が義務付けられたが、郷土資料館の常設展示室入口の防火シャッター1枚、交通科学館の各階フロアの防火シャッター9枚には危害防止装置が設置されていない。危害防止装置を設置するために必要な費用は、郷土資料館で約50万円、交通科学館で約640万円が見込まれている。各施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、郷土資料館、交通科学館及び担当課は早急に防火シャッターの危害防止装置を設置すべきである。

b エレベーター機器の劣化について

交通科学館の館内外に設置されたエレベーター機器は、設置から23年が経過し全体的に機器の経年劣化が進んでいる。平成28年9月からの半年間に7回の故障（かごの停止位置のズレ5回、閉じ込め事故1回、その他1回） 令和元年7月に2件の故障が発生し、部品取替え等の処置を行っている。交通科学館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、担当課はエレベーターの修繕を優先的に行う必要がある。

c バンガローテントの廃止の検討について

三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンターには、昭和57年に設置されたバンガローテントが合計8基あるが、老朽化が進み、利用状況が著しく低調であり、費用対効果を考えると利用を取りやめ廃止を検討すべきである。

d レストラン閉店後の対応について

交通科学館 1 階には、以前、広島市が目的外使用の許可をした民間業者のレストランがあったが、運営業者が撤退し平成 29 年 3 月にレストランは閉店した。厨房エリアや、厨房機器等の備品について、長期間遊休状態にあることは、有効性の観点から問題がある。担当課は、新しい運営業者を探しレストランを再開するのか、レストラン以外の形態に変更するのか、これ以上対応を先延ばしにせず方針を決定し、実行すべきである。

e 建物の現状を考慮した地震への対応について

三滝少年自然の家の施設は昭和 52 年に建築され、近い将来には建替えという選択肢が有力である中、現時点で耐震化されていない。担当課は、三滝少年自然の家の建替えまでの間の地震への対処方法を早急に構築するとともに、宿泊棟の廊下や各部屋のドア等に子どもが見てもすぐに安全に逃げる方向が分かるような避難経路図を貼り、耐震診断で特に問題があったロビーを通らないように誘導し、利用者がより一層安全に避難できるようにすべきである。

中央勤労青少年ホームが入る幟会館は、現在、公共施設総合管理計画に基づき、中央勤労青少年ホームの今後の在り方を、他の施設との集約化や用途変更の可能性も含め検討していることから、耐震化を保留している。担当課においては、昭和 46 年築の古い建物であることを念頭に置き、安全策を講じるべきである。

f 映画フィルムの保管について

映像文化ライブラリーの映画フィルムのうち任意に抽出した 2 作品について保管状況を確認した。16 ミリフィルム「ひろしま」(昭和 37 年取得、取得価額 2,300 千円)については、フィルムの縮みにより映写機に通すとフィルムが破損しかねない状態であることが判明し、映写することができなかった。この結果からすると、取得日が古い映画フィルム等のなかには、上映できない状態で保管されているものも一定の割合で存在するものと推定される。映像文化ライブラリーの収集資料は、広島市民の重要な文化財である。映画フィルムに不具合がないか、定期的にその保管状況を確認することが望ましい。

昭和 61 年に国際フィルム・アーカイブ連盟から、映画フィルムの保存に際しては温度 6 を超えるべきではないという研究報告が発表され、以後、それが世界的な基準になっている。昭和 57 年に映像文化ライブラリーが開館した当時は、上記研究報告が行われる前であったため、同施設の収蔵庫(現在は温度 20 で管理)が国際的な標準を満たしていないことは致し方ないところではあるが、価値ある収集資料を将来にわたって適切に保管するために、映像文化ライブラリーの施設更新に当たっては、国際的な標準を満たす低温収蔵庫を設けることが望ましい。

g 施設の清掃等について

郷土資料館の収蔵室は、全般的に整理整頓されておらず、棚に収められていない所蔵品も散見され、雑然と置かれている状況であった。所蔵品の劣化を防ぐためにも、早急に収蔵室を整理整頓し、所蔵品を適切に整理、保管するべきである。

中央勤労青少年ホームの清掃は、指定管理者が清掃業者に委託して行っているが、契約で定めた清掃業務の範囲外で一見して美しいとは言いがたい箇所があった。担当課は、清掃業者が清掃しない箇所については指定管理者において美化に努めるよう指導すべきである。

広島市青少年野外活動センター（以下「青少年野外活動センター」という。）の施設に、清掃が行き届いていない箇所があった。青少年野外活動センターの施設は広島市文化財団が所有し、広島市が管理運営補助金を交付している。担当課は、広島市が補助金を負担している立場であることに鑑み、利用者が快適に施設を利用できるよう指導すべきである。

(I) 使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて

三滝少年自然の家及び広島市似島臨海少年自然の家（以下「似島臨海少年自然の家」という。）は、「広島市少年自然の家条例」に基づき、宿泊・キャンプ施設等の使用料を使用者から徴収し、使用料は広島市の歳入に計上され、指定管理料の一部に充てられているが、歳入予算に対して歳入決算が大幅に未達となる状況が続いている。

平成31年3月に広島市は「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」を策定し、今後約10億円を投じて似島臨海少年自然の家を整備する計画を公表した。また、三滝少年自然の家は、耐震基準を満たしていない建物であるため、早急に耐震補強か建替えか用途変更かの判断が必要となる。これらの判断基準の一つとなるのが、利用者数や歳入額などである。歳入の予算額と決算額に2倍以上の乖離があることは、次に資金を投じるか、用途変更か、縮小するか、撤廃するかを判断を誤らせることにもなりかねない。担当課は、使用料収入の予算額と決算額の大幅な乖離を解消すべきである。

(オ) 補助金が広島市文化財団を經由して実行委員会に支払われていることについて

第17回広島国際アニメーションフェスティバル開催に対する補助金（平成30年度決算額75,414千円）、高齢者の社会参加促進事業（全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展）に対する補助金（平成30年度決算額14,880千円）は、広島市から広島市文化財団を經由して、全額が広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会（以下「実行委員会」という。）に補助金等として交付されている。

実行委員会への補助金等の支払という形だけであれば、広島市が広島市文化財団に補助金を交付する理由は乏しいと言わざるを得ず、本来は、広島市文化財団自らが、補助事業に係る対象経費の執行を行うべきである。広島市文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を自ら行わず、実行委員会に対して補助金等を交付するという例外的な運用を認めるにしても、担当課は、実行委員会が補助事業者として適正であることを確認した上で、補助金の交付決定を行うべきである。

事業実施報告書及び決算書の記載を見る限り、補助事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することはできないにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用はするべきではない。具体的な事業の成果や事業費の説明等を記載するよう、担当課は広島市文化財団に対して指導し、補助金の額を確定する必要がある。

また、補助事業の経費の収支については、実行委員会が作成した会計帳簿に記録され、見積書・納品書・領収書等と併せて実行委員会が保管しているが、保存期間に関する定めがない。これらについても、広島市補助金等交付規則第 11 条の適用を受けるべきものであり、担当課又は広島市文化財団は実行委員会に対して、5 年間保存するよう指導する必要がある。

(カ) 広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が減免されず補助対象経費となっていることについて

高齢者の社会参加促進事業（全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展）に対する補助金の平成 30 年度の補助対象経費として、広島市が所有し、広島市文化財団が指定管理者となっている広島市まちづくり市民交流プラザの利用料金 637 千円が計上されていた。同施設の利用料金取扱要綱に定める利用料金の減免理由に該当すると判断できる実態があるにもかかわらず、必要な手続をとらなかったために利用料金の支払をすることは不当と言わざるを得ない。市の施設の利用料を市の補助金で賄うというのは素朴な市民感情に反するものであり、今後は本事業において広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が全額減免されるよう、担当課及び広島市文化財団は、主催あるいは共催とするために必要な手続を早急にとるべきである。

(キ) 全国健康福祉祭及び高齢者作品展の開催日後に購入した消耗品について

高齢者の社会参加促進事業（全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展）に対する補助金の平成 30 年度の補助対象経費として計上された消耗品費のうち合計 595,166 円は、全国健康福祉祭及び高齢者作品展の開催日後に購入された消耗品に係るものであった。広島市文化財団からは、広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課や広島市まちづくり市民交流プラザから借りた消耗品を現物で返却するために購入したものであるとの説明を受けたが、消耗品を借りた事実を記載した

管理簿や証憑はなかった。

補助事業に係る消耗品等と補助事業以外の事業に係る消耗品等が混在して補助金の対象経費として計上されることは許されない。実行委員会から広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課や広島市まちづくり市民交流プラザに消耗品等を現物で返却する場合には、管理簿を作成して行うべきであり、管理簿が作成されておらず、使用した消耗品等の分量が客観的に証明できない場合に、消耗品等の引渡しを行うことは違法ではないとしても、不当である。実行委員会と広島市文化財団の間で消耗品等の貸し借りをを行っている場合は、管理簿をつけることが相当である。

(ク) 補助金の概算払額の適正化について

広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助金は、担当課から広島市文化財団に対して、毎月概算払が行われ、年度末に精算額を決定し、翌年5月末までに広島市文化財団が広島市に対して返納するという流れになっている。同財団が月次で作成し担当課に提出した「資金収支計画書」は、実際には当月に支出見込みがないにもかかわらず、前月までに概算払を受けた補助金の未執行額を全額当月に執行するという算定方法に基づいた支出見込額が計上されていた。

平成30年度においては、本補助金のうち文化事業部管理運営事業で、合計79,727千円の概算払の戻入が発生しており、概算払の金額算定が結果として相当ではなかったと認められ、資金管理、事務処理の効率性の観点から、問題がある。担当課は、広島市文化財団に対して、補助事業の進捗状況の実態を正しく反映し、より精度の高い支出見込額を記載した資金収支計画書を提出するよう指導し、概算払の金額が過大にならないようにするべきである。

イ 公益財団法人広島市スポーツ協会

公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「広島市スポーツ協会」という。）が実施する4事業を監査対象とし、監査の結果（指摘事項）4件、意見1件を検出した。

(ア) 空調機等の修繕を分割発注していることについて

広島市東区スポーツセンター及び総合屋内プールともに、監視カメラ設備修繕、空調機修繕及び電気設備修繕（以下「空調機等」という。）として、それぞれ1回当たり修繕料として、契約金額が100万円に近い金額になっている。

広島市スポーツ協会としては、これらの空調機等の取替えは「修繕」と判断し、「基本協定書」及び「仕様書」の規定により、100万円未満の「修繕」であれば、指定管理料からの支出が認められると判断したと推察されるが、本件は、実態は「改修」であるから、平成29年度及び平成30年度に支出した上記修繕料（合計金額6,204,600円）、平成30年度に支出した上記修繕料（合計金額3,898,800円）は、金額基準

により、それぞれ 100 万円を超える「大規模修繕」となり、本来は「設備全体の改修」として工事全体の規模を把握するとともに広島市と協議のうえ、広島市の負担により施工すべきであった。

さらに、この発注方法は一体工事を分割して発注する、いわゆる『分割発注』という形態であり、極めて問題である。また、この方法を採用したことで広島市と指定管理者との費用負担とは別に、次の問題も生じる。広島市スポーツ協会は、契約事務について、「広島市契約規則」に準拠しており、本来であれば、本件修繕料は「設備全体の改修」として広島市が一般競争入札で契約すべきところ、本件のように同協会が『分割発注』したことで、結果的に広島市が一般競争入札を逃れ、適正な競争を妨げたことは、地方自治法の趣旨に鑑みれば不当である。本件は『分割発注』方式で随意契約をしており、個々の契約は、限りなく 100 万円に近い金額となっていることから、全体的に改修する場合と比べて高額な契約になることは明白であり、極めて重大な問題である。広島市スポーツ協会は「適正な価格で契約をしている。」という認識を改め、重大な事態であるという認識を持つべきである。

今後は、広島市と広島市スポーツ協会の間で、故障や修繕等の協議が速やかに行われるよう改善策を検討されたい。

(イ) 修繕時期が決裁時期と間隔が空いていることについて

吉島屋内プールにおいて、平成 30 年 7 月監視カメラ 3 台中 2 台の故障が発生し、「施設修繕事前協議書」(以下「協議書」という。)を同年 7 月に起案し、その際に、『修繕の実施』を判断したが、協議書添付見積書の提示の平成 30 年 10 月まで約 2 か月半が経過し、さらに実際に契約をした平成 31 年 2 月まで約 6 か月が経過している。実際に監視カメラが取り付けられた施工日は平成 31 年 3 月で、故障発生から約 8 か月後まで 2 台の監視カメラは使用不能な状態のままであった。故障等は、日常において突発的に発生するケースが多く、緊急性やその原因等に応じて対応を判断する必要があるが、当然に利用者の安全面が最優先されるべきであり、本件のように「防犯や緊急対応時に必要」としながら、故障の発生時から 8 か月を経過しての修繕実施は明らかに期間が空きすぎであり不当である。広島市と広島市スポーツ協会の間で、故障や修繕等の発生報告が速やかに行われるよう改善策を検討されたい。

(ウ) 利用者数の少ない施設の有効利用や統廃合の検討について

佐伯区では、旧湯来町との合併時に引き継いだ施設を抱えるため、用途が重複するスポーツ施設が多く、また、エリアとしては広範囲にわたるため、利便性の面からも、利用者が少ない施設があるのが現状である。

平成 30 年度の広島市湯来庭球場の利用者数は 287 人、広島市湯来南庭球場の利用者数は 28 人であり、利用者がそれぞれ全くない月が複数月ある。担当課によれば、

「湯来地区」の有効利用の検討をシンクタンクに委託しているとの説明であるが、「湯来地区」という広域的な検討とともに、施設がある以上その維持管理費用は継続して発生するため、利用者数が特に少ない広島市湯来庭球場及び広島市湯来南庭球場については、利用者数向上の施策等についても具体的に検討し、施設そのものの有効活用を図られたい。また、近隣施設との統合や廃止も併せて検討されたい。

(I) 広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金が活用されていないことについて

平成 15 年から平成 30 年までの間、広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金 5 億 6 千万円は、広島市から広島市スポーツ協会にさらに出えんされ、広島市少年野球振興基金として広島市スポーツ協会の特定資産にストックされている。担当課に今後の活用計画について質問したところ、広島県が広島西飛行場跡地に M I C E（国際会議が可能となる大型施設等のインフラ整備）の実現可能性についての検討をしているため、それを受けて多目的広場等の整備に係る費用の財源として基金を活用することになるとの回答があった。担当課は、運用益を含めて基金を活用していくよう、今後の事業実施を検討すべきである。

ウ 一般財団法人広島市都市整備公社

一般財団法人広島市都市整備公社（以下「広島市都市整備公社」という。）が実施する 4 事業を監査対象とし、監査の結果（指摘事項）5 件、意見 8 件を検出した。

(ア) 仕様書がないことについて

広島市西部リサイクルプラザは、平成 30 年 8 月に 1 階外部通路庇上部の修繕（契約金額 993 千円）を実施した。受注先である(株)A 建設から提出された「見積書」の見積条件にある「庇の下側亀裂の補修は別途とさせていただきます。」という記述は、補修することが前提の記述であると思われたが、担当課からは、庇下部の亀裂は地面の亀裂であるため、修繕を予定しておらず、広島市都市整備公社として見積りを依頼したものではない旨の説明を受けた。当該補修しなかった箇所は、児童が多く見学する施設でもあり、金額基準にとらわれることなく、発注者である「広島市」を交えて、安全面等を含めた検討をした方がよかったと考える。

また、本件修繕は「仕様書」がないことから、検収状況等が事後的に検証できない状態にあった。工事範囲や責任範囲を「仕様書」や「工事内訳書」で明確にせずに契約したことは不当である。今後は、建設業者と取引を行う際には、工事（修理）内容を明確にし、適正に施工されたことを確認する上でも、仕様書を書面化しておくことが望ましい。また、今後は利用者の安全を第一に考え、広島市と広島市都市整備公社の間で改善策を検討されたい。

(イ) 普通ごみ収集及びし尿収集運搬事業の委託料が民間委託業者と比べて多額であることについて

a 普通ごみ収集

広島市の普通ごみの収集については、広島市各環境事業所が収集する区域を除き、市内を全 21 区域に分け、広島市都市整備公社が特命随意契約で受託している「中区東区の一部の地域等」(以下「公社の収集区域」という。)以外は、20 区域ごとに、一般競争入札により、民間委託業者を決定している。平成 30 年度の広島市都市整備公社との委託契約金額は、民間委託業者と比較して所要台数 1 台当たりの金額、予定収集量 1t 当たりの金額ともに 1.2 倍程度多額となっている。民間委託業者と比べて委託契約金額が多額になることの本来的な要因としては、民間委託業者は実際の収集業務に係る所要費用を積算し入札価格を算定しているのに対し、広島市都市整備公社は普通ごみ収集業務に係る人件費の全額を積み上げて算出しているためである。民間委託業者と同じ規格の収集車を使用し、収集車 1 台に 2 名の職員が従事しているなど両者の間に大きな違いはないことから、特命随意契約ではなく一般競争入札にすることで、適正な価格になるものと思われる。今後は、当該業務を民間へ移譲していくことを検討されたい。

b し尿収集運搬事業

広島市は、旧広島市域内のし尿収集運搬業務は広島市都市整備公社に委託し、新市域におけるし尿収集運搬業務は民間業者に委託している。平成 30 年度の広島市都市整備公社委託分と民間業者委託分の収集件数 1 件当たりのコストと収集量 1kℓ 当たりのコストをそれぞれ算出してみると、大きく異なっており、広島市都市整備公社委託分は 1 件当たりのコストが 11,117 円、1kℓ 当たりのコストは 46,282 円に対して、民間業者委託分の 1 件当たりのコストが 6,919 円、1kℓ 当たりのコストは 26,277 円となっている。

民間業者に更に委託できる余地はないか徹底した見直しを行うことで、本事業の一層の効率化・合理化が図られるものとする。

(ウ) 祝日に収集した不燃ごみの集積施設について

祝日に収集された不燃ごみは、広島市中区江波にある A 社工場内にある敷地を借り受けた場所(以下「集積施設」という。)に仮置きされている。その不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及び計量業務を、広島市は広島市都市整備公社に年間約 80 万円で委託している。

祝日に収集された不燃ごみは、A 社に関連する法人の B 社が集積施設でのパッカー車(集塵車)への積載及び玖谷埋立地までの運搬業務を行っており、広島市は B 社と委託契約(特命随意契約)を年間約 1,600 万円で締結している。平成 30 年度

は、この祝日の収集が12日であった。

不燃ごみ転送業務については、B社との契約経緯が確認できない部分があり、特命随意契約が継続していく以上、優位性が働き、委託金額が増加していくリスクが伴うため、現行契約の内容を常に検証する必要がある。例えば、業者の提示金額が適正価格の範囲内であることを確認するため、建築設備担当部署等に提示金額の妥当性を確認する等、必要最小限の金額となるように、常にコスト削減を意識しておくことが望まれる。一般的に廃棄物処理施設はいわゆる迷惑施設とされており、地元住民への負担を強いることとなるという特殊な側面があるが、漫然と業務を実施するのではなく、経費比較を実施し、常に効率の良い業務の在り方について検討を継続していく必要がある。

(I) 下水道施設の水質管理に関する委託契約書の記載について

下水道施設の水質管理について広島市は、特命随意契約により広島市都市整備公社に業務委託を行っている。特命随意契約の理由については、民間事業者による業務の参入機会の可能性を広島市が検討している文書は確認できず、担当課へのヒアリングによると、本業務委託には水質検査のみならず、必要な提案や助言を行う「コンサルティング」のような業務が含まれており、こうした提案等は広島市の水質検査を経験した者でなければならず、本業務の性質から一般競争入札には適さないため、特命随意契約を締結しているというものであった。

一方で、本業務に関する委託契約書や仕様書では、このコンサルティング業務について明記はなく、また、広島市の水質検査経験者の関与が必須である点も明記されていない。このため、民間事業者への委託になじまない理由が見出しにくく、また、その他報告事項として提案等を行わせた実態はあるが、その内容が具体的でないことや「公正な委託契約」といった観点から鑑みて、仕様書の内容が希薄であると思われる。本件の委託契約の締結に当たっては、受託者に求める業務内容等を契約書や仕様書において明記し、契約の透明性を確保されたい。

(4) 委託業務に直接関連性が薄い支出について

広島市都市整備公社が広島市から委託を受けた「中・東区普通ごみ収集運搬その他業務」の委託料から電子レンジ6,458円、「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」の委託料から電子レンジ10,584円、「安佐南工場破砕施設ごみ計量その他業務」の委託料から電気沸騰エアポット5,918円を購入している。これらの支出は、本委託業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は広島市都市整備公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

(カ) 広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助事業の在り方について

広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助事業につき作成された事業計画書及び事業報告書によれば、本事業は「法人管理」と位置付けられ、その事業費の内訳は「事務局経費等」、「広島市関係団体の監査補助経費」、「広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費」と記されている。補助金等の交付には公益性が要求されるためその説明はなされているが、事業実施の成果あるいは効果についての具体的な記載はない。事業実施の成果あるいは効果について、補助金・補助事業として十分な検証及び分析がなされているか検討する余地があるものとする。

エ 公益財団法人広島市みどり生きもの協会

公益財団法人広島市みどり生きもの協会(以下「広島市みどり生きもの協会」という。)が実施する3事業を監査対象とし、監査の結果(指摘事項)1件を検出した。

広島市植物公園の指定管理を行う広島市みどり生きもの協会は、平成30年度において、5度にわたるカスケードハンギングバスケット植替え業務を全て随意契約により業務委託している(計999,540円。以下「本件業務委託」という。)

本件業務委託を随意契約とした理由について担当課の説明によると、広島市みどり生きもの協会は市内の植栽に関する業者の能力を把握しており、その情報に基づき一者随意契約を締結していることは同協会の裁量の範囲であるとしている。

しかし、広島市内においても現に大規模商業施設でのハンギングバスケットの制作実績を持つ民間の園芸店等は存在しており、このような業者を委託先の候補から排除することについて広島市みどり生きもの協会内部で十分な検討が行われている痕跡は見受けられず、漫然と随意契約を行ったと評価せざるを得ず、裁量権の範囲を超えるものである。また、受託者に一定水準の質の作品を要求するのであれば、資格保有や制作実績等により応募資格を制限する旨を仕様書等に明記するなど、委託先の選定プロセスを明確化すべきである。今後の業務について、経済性、透明性の観点から、問題点を十分把握分析した上で競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

厳しい財政状況にある広島市にあっては、財政健全化に対する職員一人ひとりの意識を一層高め、前記した問題を改善され、今後の事業推進及び事務の執行に臨まれることを期待したい。

(2) 監査対象事業と監査の結果（指摘事項）及び意見の件数

包括外部監査の対象とした事業は、合計 24 事業である。このうち、法令等に違反がある場合又は不当な場合に該当する「監査の結果（指摘事項）」として、16 事業から計 30 件を検出した。また、経済性、効率性、有効性の視点などから問題点等がある場合に該当する「意見」として、13 事業から計 29 件を検出した。

事業番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見件数
公益財団法人広島市文化財団				
【指定管理】				
1	広島市郷土資料館	市民局文化スポーツ部文化振興課	3	2
2	広島市江波山気象館	〃	2	3
3	広島市交通科学館	〃	4	2
4	広島市映像文化ライブラリー	市民局生涯学習課	2	2
5	広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター	教育委員会青少年育成部育成課	2	5
6	広島市似島臨海少年自然の家	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課、教育委員会青少年育成部育成課	-	1
7	広島市青少年センター	教育委員会青少年育成部育成課	1	-
8	広島市勤労青少年ホーム	経済観光局雇用推進課	1	3
【補助金】				
9	広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助	市民局文化スポーツ部文化振興課	-	1
10	広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助	〃	1	-
11	高齢者の社会参加促進事業に対する補助	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課	3	-
12	広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助	教育委員会青少年育成部育成課	-	1

事業番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見件数
13	広島サンプラザホール事業等 に対する補助	経済観光局雇用推進課	1	-
公益財団法人広島市スポーツ協会				
【指定管理】				
14	中区スポーツ施設	市民局文化スポーツ部ス ポーツ振興課	2	-
15	東区スポーツ施設	〃	1	-
16	佐伯区スポーツ施設	〃	-	1
【補助金・出資金】				
17	広島市スポーツ協会管理運営 事業等に対する補助等	市民局文化スポーツ部ス ポーツ振興課	1	-
一般財団法人広島市都市整備公社				
【指定管理等】				
18	下水処理施設維持管理	下水道局管理部管理課	-	1
【業務委託】				
19	一般廃棄物収集運搬等	環境局業務部業務第一 課、業務第二課、環境局施 設部施設課、安佐南工場	4	6
20	広島市西部リサイクルプラザ 運営	環境局業務部業務第一課	1	-
【補助金】				
21	広島市都市整備公社の管理運 営事業等に対する補助	都市整備局都市整備調整 課	-	1
公益財団法人広島のみどり生きもの協会				
【指定管理】				
22	広島市安佐動物公園	都市整備局緑化推進部緑 政課	-	-
23	広島市植物公園	〃	1	-
【補助金】				
24	広島のみどり生きもの協会の 管理運営事業等に対する補助	都市整備局緑化推進部緑 政課	-	-
検出件数合計			30	29

(3) 監査の結果（指摘事項）及び意見の一覧表

監査の結果（指摘事項）及び意見は次のとおりである。

事業 番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要 頁	報告書 頁
1	広島市郷土資料館 （指定管理）	【指摘事項 1-1】備品の現物管理につ いて	28	39
		【指摘事項 1-2】外部に製作を委託した 模型が備品に登録されていないこと について	28	41
		【指摘事項 1-3】防火シャッターの危害 防止装置の未設置について	29	45
		【意見 1-1】会計区分間の取引時の価格 について	29	45
		【意見 1-2】収蔵室の整理整頓について	30	46
2	広島市江波山気象 館（指定管理）	【指摘事項 2-1】備品管理を行う財務 会計システムにおいて、望遠鏡 1 台が 計上漏れされていたことについて	30	54
		【指摘事項 2-2】備品と設備の財務会 計システムへの計上について	30	54
		【意見 2-1】備品の取得日について	31	55
		【意見 2-2】ガソリン代について	31	55
		【意見 2-3】気象予報・気象情報を得 るための委託料について	32	56
3	広島市交通科学館 （指定管理）	【指摘事項 3-1】交通科学館の入場者 総数について	32	78
		【指摘事項 3-2】外部に製作を委託し た模型や自転車が備品に登録されてい ないことについて	35	85
		【指摘事項 3-3】防火シャッターの危 害防止装置の未設置について	36	86
		【指摘事項 3-4】エレベーター機器の 劣化について	36	88
		【意見 3-1】レストラン閉店後の対応 について	36	90
		【意見 3-2】所蔵品リストへの登録に ついて	37	91

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要 頁	報告書 頁
4	広島市映像文化ライブラリー（指定管理）	【指摘事項 4-1】備品の実際の取得日と備品台帳の取得日にずれが生じていることについて	37	105
		【指摘事項 4-2】新規購入備品の備品台帳への登録漏れについて	38	107
		【意見 4-1】映画フィルムの保管について	38	111
		【意見 4-2】収集資料の情報開示について	39	113
5	広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター（指定管理）	【指摘事項 5-1】指定管理者の業務である備品管理の不備について	39	120
		【指摘事項 5-2】利用者満足度アンケートの一部未実施について	40	123
		【意見 5-1】指定管理期間開始年度の平成 30 年 4 月 1 日において、切手の在庫が 766 枚あったことについて	40	124
		【意見 5-2】耐震化が施されていない三滝少年自然の家についての応急処置的な避難対策について	41	125
		【意見 5-3】ロビー上の 2 階床下収納の中の荷物について	41	126
		【意見 5-4】バンガローテントの廃止の検討について	42	129
		【意見 5-5】使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて（三滝少年自然の家等）	42	130
6	広島市似島臨海少年自然の家（指定管理）	【意見 6-1】使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて（似島臨海少年自然の家）	42	150
7	広島市青少年センター（指定管理）	【指摘事項 7-1】青少年センター使用料の返還事務について	43	157
8	広島市勤労青少年ホーム（指定管理）	【指摘事項 8-1】指定管理者の業務である物品管理の不備について	44	168

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要 頁	報告書 頁
8	広島市勤労青少年ホーム(指定管理)	【意見 8-1】清掃業務について	44	168
		【意見 8-2】貸室等の消耗品等の管理方法について	45	169
		【意見 8-3】建物の現状を考慮した地震への対応について	45	170
9	広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助（補助金）	【意見 9-1】補助金の概算払額の適正化について	46	186
10	広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助（補助金）	【指摘事項 10-1】補助金が広島市文化財団を經由して実行委員会に支払われていることについて	47	204
11	高齢者の社会参加促進事業に対する補助（補助金）	【指摘事項 11-1】補助金が広島市文化財団を經由して実行委員会に支払われていることについて	49	228
		【指摘事項 11-2】広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が減免されず補助対象経費となっていることについて	51	230
		【指摘事項 11-3】全国健康福祉祭及び高齢者作品展の開催日後に購入した消耗品について	51	232
12	広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助	【意見 12-1】清掃業務について	52	238

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要 頁	報告書 頁
13	広島サンプラザホール事業等に対する補助（補助金）	【指摘事項 13-1】ESCO 事業者作成の「省エネ改修提案総括表」等のガス契約の見直しの項目の削減額 2,441,382 円（税抜）の計算において、1,114,907 円の重複計上があること等について	53	252
14	中区スポーツ施設（指定管理）	【指摘事項 14-1】「指定管理者 実地調査チェック票」のチェック項目記載漏れについて	54	265
		【指摘事項 14-2】監視カメラの修繕時期が「施設修繕事前協議書」の決裁時期と間隔が空いていることについて	54	271
15	東区スポーツ施設（指定管理）	【指摘事項 15-1】監視カメラ設備、空調機及び電気設備の各修繕を分割発注していることについて	55	286
16	佐伯区スポーツ施設（指定管理）	【意見 16-1】利用者数の少ない施設の有効利用や統廃合の検討について	56	294
17	広島市スポーツ協会管理運営事業等に対する補助金等（補助金・出資金）	【指摘事項 17-1】広島東洋カープから広島市が受けた寄附金を広島市スポーツ協会の特定資産に計上し、活用されていないことについて	57	304
18	下水処理施設維持管理	【意見 18-1】契約書の記載について	58	323
19	一般廃棄物収集運搬等	【指摘事項 19-1】電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて	59	329
		【指摘事項 19-2】印紙貼付漏れを放置している組織体制について	61	346
		【指摘事項 19-3】電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて	63	355

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要頁	報告書頁
19	一般廃棄物収集運搬等	【指摘事項 19-4】電気ポットの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて	64	359
		【意見 19-1】公社に対する委託料が他の民間委託業者に対する委託料に比べて多額であることについて	59	331
		【意見 19-2】祝日に収集した「不燃ごみ」を集積施設へ搬入する車両の監視及び計量業務の在り方について	60	339
		【意見 19-3】民間業者の更なる活用について	62	347
		【意見 19-4】手数料徴収方法について	62	350
		【意見 19-5】ICT 活用について	63	351
		【意見 19-6】自己搬入する場合に、不適物（大型ごみに該当しないごみ）を持ち帰らせることへの対策について	64	361
20	広島市西部リサイクルプラザ運営（業務委託）	【指摘事項 20-1】通路庇上部防水修理を100万円に近い金額で契約していること及び工事完成写真の工程と工事内訳が不突合である点について	64	370
21	広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助（補助金）	【意見 21-1】広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助事業の在り方について	66	374
23	広島市植物公園（指定管理）	【指摘事項 23-1】カスケードハンギングバスケット植替え業務の委託を随意契約としていることについて	66	387

第3 監査の結果（指摘事項）及び意見の要旨

公益財団法人広島市文化財団

1 【事業1】 広島市郷土資料館（指定管理）

【指摘事項 1-1】 備品の現物管理について

備品台帳から任意に11件を抽出し照合したところ、現物は存在するが使用しないまま長期間経過し、今後も使用の見込みがなく廃棄すべきものとして、パーソナルコンピュータ（価額117千円、取得日平成21年2月4日）、ビデオ装置（価額274千円、取得日平成11年10月8日）の2件が検出された。

また、照合対象の備品以外でも、廃棄処分する必要があるものが散見された。

備品台帳に長期間使用しておらず将来使用する見込みもなく廃棄処分すべき備品が掲載されていることは、備品台帳の管理機能を弱め、備品の紛失や盗難のリスクを高め、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になりかねない。

担当課及び郷土資料館は、広島市物品管理規則第30条の規定に従い、廃棄物品として不用決定を行い、備品台帳からの削除と現物の廃棄処理の手続を進めるべきである。

【指摘事項 1-2】 外部に製作を委託した模型が備品に登録されていないことについて

郷土資料館は企画展「夏休みおばけの博物館」（以下「本企画展」という。）を毎年開催しているが、平成30年度の本企画展の会場設営業務として、指定管理料から「委託費」として、745,200円を支出した。仕様書には、「展示物作成」として、妖怪「猫又」の模型（以下「妖怪猫又模型」という。）2体を作成する旨の記載があり、委託契約を締結した取引業者から提出された見積書には、契約金額745,200円のうち、妖怪猫又模型製作に係る見積額は172,800円と記載されていた。

この妖怪猫又模型は、その性質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用できるものであり、取得価額は1体当たり86,400円であり、指定管理料から製作されたものであるため、広島市の備品に該当し、備品の分類上は、「標本・模型・美術品」に区分されるものであるが、郷土資料館は備品登録に必要な手続を実施していない。

また、上記仕様書には、妖怪猫又模型以外に、郷土資料館が用意する妖怪模型20点を設置する旨が記載されているが、これらの20点も備品登録が行われておらず、

過去 10 年程度毎年実施している本企画展に展示するために外部に製作を委託し、平成 30 年度と同様に委託費として費用処理し、備品の定義に該当するものの、備品登録手続を行わなかったものが含まれていると推定される。

広島市の備品台帳に本来掲載されるべき備品が掲載されていないということは、備品台帳の管理機能を弱め、紛失、盗難のリスクを高め、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になる。

担当課は、郷土資料館に対して広島市の備品の定義を正しく説明し、備品の登録漏れがないように指導し、備品の管理を適正に行う必要がある。

平成 30 年度以降に取得した模型等の所蔵品で広島市の備品に該当するものについては、早急に備品登録の手続を進める必要がある。

また、前の指定管理期間である平成 29 年度以前についても、担当課と郷土資料館は同様の取引を調査し、広島市の備品に該当するものについては、備品登録の手続を漏れなく実施する必要がある。

【指摘事項 1-3】 防火シャッターの危害防止装置の未設置について

郷土資料館の常設展示室入口防火シャッターは、平成 29 年度及び平成 30 年度の建築設備定期点検において、危害防止装置の未設置が指摘されている。

基本協定によれば、施設の修繕については、1 件につき原則として 100 万円未満のものについては、郷土資料館が指定管理料から実施することとなり、本件も郷土資料館が実施すべき修繕に該当する。

「平成 29 年度広島市包括外部監査結果報告書」には、担当課が所管し、広島市文化財団が指定管理を行っている公民館等の複数の施設の防火シャッターの危害防止装置の既存不適格に対する監査意見が記載されており、担当課及び郷土資料館の指定管理を行っている広島市文化財団は、危害防止装置を装着していない防火シャッターの具体的危険性を把握しているものと考えられる。

郷土資料館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、早急に防火シャッターの危害防止装置を設置するよう、担当課は郷土資料館に対して指導し、郷土資料館は危害防止装置の設置工事を早急に実施するべきである。

【意見 1-1】 会計区分間の取引時の価格について

平成 30 年度において、郷土資料館（公益目的事業会計）は無償配布用に、書籍「明治時代の広島」を郷土資料館（収益事業等会計）から 1 冊当たり 750 円で 200 冊、合計 150 千円で購入し、郷土資料館（公益目的事業会計）の消耗品費等に 150 千円を計上した。一方で郷土資料館（収益事業等会計）は同額の売上収入を計上した。

郷土資料館の会計区分間の内部取引であることを考慮すれば、郷土資料館（公益目

的事業会計)が、郷土資料館(収益事業等会計)から、一般向け販売価格と同額で書籍を購入する必然性はなく、原価(525.96円)と販売価格(750円)の間の適当な金額により内部振替価格を設定して取引することも認められる。

郷土資料館においては、会計区分間の内部取引時における内部振替価格の設定を検討されたい。

【意見 1-2】 収蔵室の整理整頓について

郷土資料館の収蔵室は全般的に整理整頓されておらず、棚に収められていない所蔵品も散見され、雑然と置かれている状況であった。

所蔵品の劣化を防ぐためにも、郷土資料館は、早急に収蔵室を整理整頓し、所蔵品を適切に整理、保管するべきである。

2 【事業 2- 】 広島市江波山気象館(指定管理)

【指摘事項 2-1】 備品管理を行う財務会計システムにおいて、望遠鏡 1 台が計上漏れされていたことについて

江波山気象館には、屋上に 5 台の望遠鏡が設置されていた。

望遠鏡は、備品一覧表には、4 台記載されている。江波山気象館の職員によると、26 年前より 1 台多かったとのことであった。

担当課においては、備品登録の意味を再認識し、たとえ記載内容が購入先不明、取得日不明であっても、あると気が付いたときに購入先「不明」取得日「平成 5 年以前」など工夫して備品登録を行うべきである。

【指摘事項 2-2】 備品と設備の財務会計システムへの計上について

平成 30 年度、修繕費の中に「オリエンテーションルーム AV システム修繕業務」918,432 円があった。音響関係の器具の修理としては金額が大きいため確認したところ、備品とするべき物品が購入されていた。

これらの備品は整備時には設備であったため、その一個一個の購入ではなく修繕という形での処理になったとのことであった。

担当課においては、単体で使用可能で、形状を変えることなく使用できる物については、備品として管理するよう徹底すべきである。

【意見 2-1】 備品の取得日について

江波山気象館の指定管理者である広島市文化財団が、指定管理料で備品を購入した場合、その備品は広島市の所有となり、広島市文化財団が無償貸与を受けることになる。

担当課から、追加資料として提示された平成 30 年に購入された備品の取得日は、どれも「4300401」との記載がされていた。これは平成 30 年 4 月 1 日取得を意味する。

地方自治体は、減価償却の概念が無いため、取得日が違うことについて内部的に問題が生じないのであるか。その備品管理一覧表には、他にも、年度により同じ日付が取得日として登録されている備品も見受けられた。江波山気象館から提出された備品の登録に係る依頼文書に記載された取得日と異なる日付を入力することは、処理としては他に影響を及ぼさないが、提出されている資料と異なる内容を入力できるというその行為には問題がある。広島市では大きな問題がないと思われるこのことは、一般企業では重要視されている。この小さな行為を許すことは、いずれ内部統制に問題が生じてくるからである。

担当課によれば、これらの備品の納入日は平成 30 年 3 月 9 日から 27 日であり、それは正しく入力していたが取得日が平成 30 年 4 月 1 日になっていたとのことである。つまり、年度にもずれが生じていることになる。

担当課においては、内部統制の問題として捉え、周知徹底するべきである。

【意見 2-2】 ガソリン代について

江波山気象館では、出前講座での使用や、障害者や老人のグループの団体バス駐車場までの送迎用、その他の用途のために車両 2 台が広島市から無償貸与されている。

そのガソリン代は、一番近いガソリンスタンドで掛売りにて購入し、月単位で請求され、支払っている。多い月で 2 回ほどの使用回数である。支払伝票から 7 か月分を抽出し確認したところ、レギュラーガソリン使用量 267.95ℓ 合計 44,060 円で、平均単価は 164.43 円となる。

平成 30 年度に監査人が広島市内のガソリンスタンドでレギュラーガソリンを給油した際の領収書を確認したところ、1ℓ当たり 135 円から高い時でも 150 円であった。

近年、ガソリンスタンドが次々と姿を消している。ハイブリッド車や電気自動車など燃費の良い車両が増え、ガソリンの需要が減少しているためである。ガソリンの需要が減っているにもかかわらず、価格競争が続いており、ガソリンスタンドは生き残りをかけて、薄利多売でしのぎを削っている。したがって、掛売りは大量に購入する運送会社などしか行っていない。月に 1 万円を切る購入額であれば高くなるのは当然である。

最近では、キャッシュレス化が進み、チャージ型の支払方法などもある。担当課においては、広島市文化財団に対し、経済性を考慮した購入方法を検討させるべきである。

【意見 2-3】 気象予報・気象情報を得るための委託料について

広島市江波山気象館気象予報支援業務の経費は、年間 10,619,604 円である。

担当課によると、天気予報は、気象業務法において適正な人員の配置と気象観測設備の整備、絶え間なく安定的に気象情報の入手環境が整備できていることで、国が許可した事業者にししか認められていない業務であり、気象に精通し、国家資格である「気象予報士」を有したものでなければ責任を持って予報についての問い合わせに対応することはできない。市民の気象・防災・自然科学に対する興味や関心は高まっており、江波山気象館では、気象予報士や学芸員による気象解説や気象予報の仕組み、インターネットによる気象情報の探し方等をレクチャーしている。入館者に対し、専門資格を有する気象予報士が、実際の気象情報の収集・分析に基づき生きた知識を入館者に双方向で提供することこそが、当館の大きな特色であり、気象について学べる博物館施設の枠組みとして必要と考えているとのことであった。

しかし、その経費が上記のとおり年間 10,619,604 円もかかるとなると費用対効果を問う必要が生じてくる。

お天気情報コーナーでは利用者に対して、一般的な気象情報のインターネットでの探し方や見かたを伝え日常に役立ててもらい、命を守る行動をとる一助にってもらうことを考えるべきではないか。

サイエンスショーや展示物の中に、気象予報士の国家資格が必要なものがどれだけの割合を占めているか検証を行うべきである。

江波山気象館の位置づけ・役割・気象に関する対応の範囲等を決め、民間の有効なデータ使用により、小さな費用で大きな効果を生む仕組み作りを進め、経費削減を図るべきである。

3 【事業 3】 広島市交通科学館（指定管理）

【指摘事項 3-1】 交通科学館の入場者総数について

ア 現在の施設入場者総数の測定方法と平成 30 年度の施設入場者総数について、交通科学館は、担当課に対して、平成 30 年度の入場者数について、「観覧合計」65,339 人、「観覧以外合計」192,938 人、「施設入場者総数」258,277 人と報告した。「観覧合計」として報告される有料観覧エリアの人数は、個人の有料の入場者は

チケットの発行枚数で人数を把握し、個人の無料の入場者は有料観覧エリア入口で接遇担当者が人数を数えて把握し、団体については、利用人数を記載した「見学申込書」の提出を受けて人数を把握している。

一方、「観覧以外合計」として報告される人数は、おもしろ自転車利用人数、バッテリーカート利用人数、企画展関連事業参加者数、1階無料スペースで実施するパネル展示観覧者数、被爆電車公開事業参加者数、工作教室・サイエンスショー等教育普及事業参加者数、学校団体向け教育プログラム参加者数、ライブラリー利用者数の合計である。

イ 重複カウントの実態

上記アの入場者総数の測定方法では、1人の入場者が「観覧合計」と「観覧以外合計」で重複することもあり、「観覧以外合計」の中でも重複して何人分にも数えられる可能性がある。

交通科学館の現在の利用人数の測定方法及び過去と平成30年度の入場者総数の比較分析結果を踏まえると、交通科学館の平成30年度の「観覧以外合計」192千人及び「施設総入場者数」258千人にはかなりの重複分が含まれていると考えられる。

令和元年9月13日に交通科学館の現地往査を実施したが、その日の入場者総数について、交通科学館にヒアリングした結果、担当課に報告される入場者総数は1,004人（内訳は、「観覧合計」434人、「観覧以外合計」570人）であるが、このうち477人が重複カウントされており、実際の入場者の人数は527人であった。担当課には実数の約2倍の人数が入場者総数として過大報告されていることになる。

ウ 「観覧以外合計」の内訳の把握

交通科学館が担当課に提出する事業報告書に添付された観覧利用者集計表には、「観覧合計」は全28に内訳を設定してそれぞれに人数を記載し、担当課が確認している一方で、「観覧以外合計」はその内訳が一切記載されておらず、合計人数が記載されているに過ぎない。これでは担当課は、「観覧以外合計」を構成する各エリアの利用状況を把握することができない。担当課は「観覧以外合計」に含まれる利用人数の実態を内訳ごとに把握するべきである。

エ 現状の測定方法の問題点

担当課は、交通科学館への入場者が通過する出入口は計6か所あり、屋外広場へは館内を通ることなく、車でも入れる構造となっており、施設の特性上、カウンター機器のみでは正確な入場者数を測ることができないため、現在のような職員が

エリアごとに正確な入場者数を計測し、合計する方法を採用している、という。

エリアごとに正確な入場者数を計測していたとしても、担当課はエリアごとの内訳を承知していない。また、エリアごとの入場者数は正確でも、それを合計した入場者総数は、交通科学館の利用状況を示す指標として、第三者がそれを見て、確からしいと納得できる数字になっているとは言い難く、説得力がない。

現状の測定方法による入場者総数は交通科学館に関する経済性、効率性、有効性の評価を誤らせるおそれがあり、入場者数の測定方法を再考すべきであると考え

オ 今後の方向性

担当課は、当該施設では平成 18 年度からこの測定方法を採用しており、利用状況について十分傾向を示す数値になっているものと考えているというが、現状の測定方法で明らかなのは、有料観覧エリアの入場者数が減少し続けているという点のみである。観覧以外合計の合計人数が年々増加していることから読み取れる傾向とは何を指しているのか不明である。観覧以外合計の内訳は担当課への報告対象となっておらず、内訳間で重複している人数が把握できるわけでもない。1 人の人が、エリアを横断的に回るようになり、1 人当たりの滞在時間が伸びている可能性もあり、交通科学館を訪れて有料観覧エリア以外を利用する人の実人数が増えている可能性もあるが、どれも明確ではない。

1 人の入場者が重複して何人分にも数えられ、しかも重複している人数を概数でも把握することができない入場者数の測定方法は、公共施設の利用状況を表す指標の測定方法としては不適當であり、採用されるべきではない。

確かに、カウンター機器のみでは、正確な入場者数を測定することはできないが、特定の混雑日においては車の台数を基に試算を行う方法などを組み合わせて集計すれば、利用者の実人数により近い人数を求めることが可能である。年間で約 3 億円もの市税を投入して運営している交通科学館の利用状況をより正確に把握し、今後の運営方針を決める参考にするために、実人数の数倍に膨れ上がっていると推定される現状の測定方法を是認することは不適當であり、交通科学館の利用実態をより正しく示す測定方法を担当課と交通科学館は検討されたい。

カ 入場者総数の測定方法に関する各種資料への注記について

交通科学館の入場者総数は、「広島市統計書」等の統計データとして使用されているが、交通科学館の入場者総数の測定方法は、過去に 2 回変更され、測定結果の連続性が失われている。そのため、このままでは時系列分析を行うことができない。入場者総数の測定方法を変更する場合には、いつからどのように変更したのか

という点について、注記をする必要がある。

統計データ利用者に対して誤解を与えることのないよう、交通科学館の入場者数の測定方法は他の博物館等と異なっており、入場者の人数には重複があり、重複している人数は不明である旨を注記すべきである。

【指摘事項 3-2】 外部に製作を委託した模型や自転車が備品に登録されていないことについて

交通科学館における広島市の備品台帳には、絵画が1点、模型1点が掲載されているが、それ以外に所蔵品と思われるものが掲載されていない。

平成30年度に「委託費」として費用処理されているもののうち、備品の取得に該当し、広島市の備品台帳に登録する必要があるにもかかわらず、登録されていないものとして、車両（自転車）2台、取得価額合計373千円、模型8点、取得価額合計980千円を検出した。

広島市の備品台帳に本来掲載されるべき備品が掲載されていないということは、備品台帳の管理機能を弱め、紛失、盗難のリスクを高め、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になる。

担当課は、交通科学館に対して広島市の備品の定義を正しく説明し、備品台帳の登録漏れがないように指導し、備品の管理を適正に行う必要がある。

担当課及び交通科学館は、平成30年度以降に取得した模型等の所蔵品で広島市の備品に該当するものについては、早急に備品台帳への登録手続を進める必要がある。

平成29年度以前においても、平成30年度と同様に外部に製作を委託し、会計上は委託費として処理した模型等の取得に該当する取引が多数存在するものと推定される。利用者向け模型の検索システムによれば、平成29年度までに収集された模型は2,268点（航空機264点、船舶191点、鉄道576点、自動車1,237点）であり、それらの全てが備品台帳に登録されていないが、相当数は、本来は、模型として備品台帳に登録すべきものであると推定される。また、令和元年9月末現在、おもしろ自転車コーナーで稼働している自転車の総数は68台、バッテリーカートコーナーで稼働しているカートは11台であり、全てが備品登録されていないが、相当数は本来は、車両として備品台帳に登録すべきものであると推定される。

担当課は、前任の指定管理者の指定管理期間であった平成26年度から平成29年度において「委託費」として会計処理した取引のうち、模型、自転車、バッテリーカートの取得に該当する取引の洗出しを行い、「広島市物品管理規則」及び「物品管理事務の手引（平成31年4月会計室編集）」に照らして備品の定義に該当するものについては、備品台帳への登録手続を実施する必要がある。

【指摘事項 3-3】 防火シャッターの危害防止装置の未設置について

平成 17 年 12 月、改正建築基準法施行令等が施行され、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置が義務付けられたが、交通科学館の防火シャッターは、平成 29 年度及び平成 30 年度の建築設備定期点検において、危害防止装置の未設置が指摘されている。

交通科学館によれば、危害防止装置を設置すべき防火シャッターは合計 9 枚あり、見積りでは、合計で 6,440 千円（税抜）の費用がかかるとのことであった。

基本協定書によれば、交通科学館の施設の修繕については、1 件につき原則として 100 万円以上のものについては、広島市が必要と認めた場合には、広島市の費用と責任において実施するものと定められており、本件についても、広島市が行うべき修繕である。

交通科学館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、担当課は、早急に防火シャッターの危害防止装置を設置すべきである。

担当課における予算措置が不可能であるならば、担当課と交通科学館で協議の上、交通科学館が指定管理料から修繕費を負担することができないか、検討されたい。

【指摘事項 3-4】 エレベーター機器の劣化について

交通科学館の館内外に設置されたエレベーター機器は、設置から 23 年が経過し全体的に機器の経年劣化が進み、一部の部品については製造中止となっているため、万一、故障が起こった場合は代替品や改造での対応となり、多大な時間を要する可能性がある。

平成 28 年 9 月からの半年間に 7 回の故障（かごの停止位置のズレ 5 回、閉じ込め事故 1 回、その他 1 回）が起こって以降は、エレベーターの故障は発生していなかったが、令和元年 7 月に 2 件の故障が発生し、部品取替え等の処置を行っている。

交通科学館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、担当課はエレベーターの修繕を優先的に行う必要がある。

【意見 3-1】 レストラン閉店後の対応について

交通科学館 1 階には、以前、民間業者が出店し市が目的外使用の許可を行ったレストランがあったが、運業者が撤退し、平成 29 年 3 月にレストランは閉店した。

レストラン閉店後は、飲食エリアは団体客の昼食休憩スペースとして利用されている。厨房エリアはレストラン閉店後、2 年半以上使われない状態が続いている。

レストラン閉店を知らせる貼り紙が貼ってある状態は、交通科学館に対する利用者の印象を損ねるものである。また、厨房スペースや、厨房機器等の備品について、長期間遊休状態にあることは、有効性の観点から問題がある。

担当課は、新しい運営者を探して、レストランを再開するのか、レストラン以外の形態に変更するのか、これ以上対応を先延ばしすることなく、方針を決定し実行に移すべきである。

【意見 3-2】 所蔵品リストへの登録について

交通科学館が平成 31 年 2 月 27 日に取得した自動車の模型 2 点（取得価額は合計 31 千円）、平成 31 年 3 月 13 日に取得した鉄道模型 2 点（取得価額は合計で 676 千円）は、展示されておらず、バックヤードに保管されている状態であり、「世界の乗り物」コーナーに展示する模型を管理するデータベースには登録されていなかった。

交通科学館の説明によれば、担当者が業務繁忙のため、納品日から半年以上が経過してもデータベースに登録していないとのことであった。

交通科学館はデータベース運用に関するルールを明確にし、データベースに登録すべき模型を取得した場合には、速やかに登録を行うよう努められたい。

4 【事業 4】 広島市映像文化ライブラリー（指定管理）

【指摘事項 4-1】 備品の実際の取得日と備品台帳の取得日にずれが生じていることについて

映像文化ライブラリーが指定管理料から購入した備品は、広島市の備品に該当し、広島市の備品台帳に掲載される。

映像文化ライブラリーが平成 31 年 2 月中に納品検収した備品 4 点合計 560 千円について、映像文化ライブラリーが担当課に対して備品の取得を報告したのは平成 31 年 3 月 31 日であり、備品台帳上、これらは平成 31 年 4 月 1 日に取得したことであり、実際の取得日と備品台帳上の取得日に 1 か月以上のずれが生じている。

備品が納品検収されているにもかかわらず、備品台帳に掲載されない空白期間があるということは、備品台帳の管理機能を弱め、備品の紛失や盗難のリスクを高めることにつながるものであり、そのような運用はすべきではない。

映像文化ライブラリーが広島市の備品の納品検収をした場合には、速やかに担当課へ備品の購入の報告と貸与の申請をするよう、担当課は映像文化ライブラリーを指導する必要がある。

平成 30 年度においては、映像文化ライブラリーから担当課に対して、備品の実際の取得日を報告しているものの、担当課が財務会計システムにて備品登録を行う際には、実際の取得日ではなく、翌年度期首の平成 31 年 4 月 1 日を取得日として登録しており、取得日について年度のずれが生じている。備品の取得日は、備品管理上、

重要な情報であり、担当課は、映像文化ライブラリーから提出された書類に記載されている本来の取得日を備品台帳上の取得日として登録する必要がある。

【指摘事項 4-2】 新規購入備品の備品台帳への登録漏れについて

平成 30 年 5 月 15 日に映像文化ライブラリーが購入した 35 ミリ映画フィルム「生きていてよかった」価額 956,664 円（以下「本映画フィルム」という。）は広島市の備品に該当するが、備品台帳に登録されていなかった。

映像文化ライブラリーは、本映画フィルムを納品検収した後に担当課へ行くべき備品購入の報告及び貸与の申請を失念し、事前協議で本映画フィルムの購入の予定を承知していた担当課においても、本映画フィルムについて映像文化ライブラリーから備品購入の報告及び貸与の申請がないことに気がつかなかった。

備品が納品検収されているにもかかわらず、備品台帳に掲載されていないことは、備品の紛失や盗難のリスクを高めることにつながり、備品の適正な管理に支障をきたし、経済性及び有効性の観点からも問題である。

担当課は、備品を購入した際には、備品の購入の報告と貸与の申請を速やかに行うこと及び 1 年に 1 度の備品の照合事務において新規に購入した備品については備品台帳に掲載されているか特に注意して照合事務を行うことを映像文化ライブラリーに指導する必要がある。

また、担当課においても、備品購入の報告及び貸与申請に漏れがないか、映像文化ライブラリーから提出される書類間の整合性に注意を払う必要がある。

【意見 4-1】 映画フィルムの保管について

備品台帳から任意に抽出した 2 作品について、映写機による映写を行い、映画フィルムの保管状況を確認した。そのうち、16 ミリフィルム「ひろしま」（取得日は昭和 37 年 3 月 20 日、取得価額は 2,300 千円）（以下「本フィルム」という。）については、一部フィルムの縮みが確認され、このままの状態では映写機に通すと本フィルムが破損しかねない状態であることが判明し、映写することができなかった。

任意に抽出した 2 作品のうち 1 作品が映写機により上映できなかったという結果からすると、取得日が古い映画フィルム等のなかには、上映できない状態で保管されているものも一定の割合で存在するものと推定される。

映像文化ライブラリーの収集資料は、広島市民にとって重要な文化財であり、映画フィルムに縮み等の不具合が生じていないか、定期的にその保管状況を確認することが望ましい。

また、収集した資料は適切な環境で保存する必要がある。昭和 61 年に国際フィルム・アーカイブ連盟から、映画フィルムの保存に際しては温度 6 を超えるべきでは

ないという研究報告が発表され、以後、それが世界的な基準になっている。
価値ある収集資料を将来にわたって適切に保管していくために、映像文化ライブラリーの施設更新に当たっては、国際的な標準を満たす低温収蔵庫を設けることが望ましい。

【意見 4-2】 収集資料の情報開示について

映像文化ライブラリーは、ホームページにおいて、貸出用リストを開示している。
しかし、貸出用リストに掲載されているのは、収集資料全体の一部であり、貸出の対象となっていない収集資料については、映像文化ライブラリーがどのような作品を収集・保存しているのか、ホームページにおいて情報が開示されていない。
収集資料のリストを広く公開すれば、利用者の意見を取り入れた事業運営にも資するものとする。
担当課は映像文化ライブラリーに対して、積極的な情報開示を行うよう促す必要がある。

5 【事業 5】 広島市三滝少年自然の家・広島市グリーンスポーツセンター（指定管理）

【指摘事項 5-1】 指定管理者の業務である備品管理の不備について

往査の前に備品管理台帳の提供を受け、往査日にサンプル 27 点につき、確認作業を行ったところ、以下の備品に問題があった。

課長用椅子（平成 9 年 12 月 26 日購入） 44,730 円

所在不明。

望遠鏡（昭和 58 年 3 月 31 日取得） 394,000 円

未確認。

トランポリン（昭和 53 年 3 月 31 日所有）211,450 円

現物なし。

備品管理については、基本協定書において「乙（広島市文化財団）は、指定期間中、備品等（種）を常に良好な状態に保つものとする。」と定められている。課長用椅子と望遠鏡が所在不明となっていたことに関し、指定管理者である広島市文化財団は、この基本協定書に定める管理がなされていないことになる。また、トランポリンについては、指定管理者が廃棄申請書の提出を失念していた。

備品台帳の不備は、備品への管理機能を弱め、紛失、盗難のリスクを高くし、備品に関する経済性、効率性、有効性の判断を誤らせる要因になる。担当課は、指定管理者に対し備品管理を指導するとともに、指定管理者と担当課との間での書類の流れ

を再確認し、備品台帳の不備に関しての再発防止を行うべきである。

なお、課長用椅子と望遠鏡については、令和元年 12 月に担当課より備品の確認をしたとの報告があった。

【指摘事項 5-2】 利用者満足度アンケートの一部未実施について

平成 31 年 3 月 31 日の日付で、「広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンター業務実施報告書(平成 30 年度)」（以下「H30 業務実施報告書」という。）が指定管理者から、教育委員会青少年育成部育成課に提出されている。そのうちの「H30 業務実施報告書のチェックリスト」の中の「5 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況(指定管理者によるアンケートの実施等)」においては、提出の有無と記載の有無の欄に「有」となっていた。

しかし、「平成 30 年度 自己評価の実施状況(受入事業)」「利用満足度(5 点満点)アンケート評価」の表は、11 月から 3 月部分において「-」が記されており、1 年のうち 5 か月も欠落しているものの結果である。

アンケートは年間通じて行うべきであり、5 か月が欠落している状態でのアンケートでは適切な調査結果は得られない。これについて、担当課から、11 月から 3 月は担当課において利用者アンケートを行うため、利用者に同時に同様の質問項目のアンケートを行う必要はないと判断し、担当課によるアンケートのみを実施し、そのアンケートの集計結果を指定管理者にフィードバックすることで利用者ニーズを共有しているとの説明があった。

しかしながら、指定管理者のアンケートが学校のクラス単位・家族単位で行われたのに対し、担当課のそれは子どもを含む利用者一人一人に行ったものであるという点に違いがあり、これでは、利用者ニーズを共有することは難しいし、アンケートが実施されていない 5 か月を補っているとは言い難い。

担当課は、この施設の今後の対策に有効な評価項目や実施対象者を協議のうえアンケートを作成し、1 年間で集計すべきである。

【意見 5-1】 指定管理期間開始年度の平成 30 年 4 月 1 日において、切手の在庫が 766 枚あったことについて

往査時に、切手受払簿の確認を行った。

指定管理期間の開始年度にもかかわらず、平成 30 年 4 月 1 日に前年度より切手等 12 種、766 枚、金額 46,582 円の繰越がされていた。

平成 30 年度に購入した切手は、平成 31 年 1 月 10 日に 82 円切手 200 枚、100 円切手 100 枚の合計 26,400 円のみで、他の種類の切手等は、同年度中には購入されておらず、270 円切手、300 円切手及び 50 円ハガキに至っては、平成 30 年度中には使用

されていなかった。

担当課によれば、指定管理期間満了時の事務処理について、基本協定書の第41条に「本協定の終了時に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。」(1)「備品等(種)については、乙は、甲又は甲が指定するものに引き継がなければならない。」と規定されていることから、「切手受払簿」と切手を次の指定管理者に引き継いだものであり問題はないとの回答であった。

しかしながら、切手購入について、必要枚数を超えて購入したようにも見受けられるとともに、現金等価物である切手を必要以上に多く保有することは、盗難や横領のリスクを伴う。担当課においては、指定管理期間の満了に伴うこれらの物品等の引継ぎについて、内部統制の観点から指定管理者に対し、必要な指導を行うべきである。

【意見 5-2】 耐震化が施されていない三滝少年自然の家についての応急処置的な避難対策について

広島市は、老朽化が進み、建替えか耐震補強かも視野に入れて三滝少年自然の家の耐震診断を行った。本館棟・食堂棟・体育館棟のいずれにおいても、 I_s 値(構造値新指数)が0.3未満であり、倒壊する危険性が高いという診断結果であった。

補強した場合、数億円の資金が必要となるとの結果を受け、近い将来には建替えという選択肢が有力である中、今時点で耐震化されていない施設である。

三滝少年自然の家とグリーンスポーツセンターは、利用者の多くは子どもである。遊び場が少なくなった近年、子どもの心身の発達において重要な体験型施設である。

想定外の地震が起こった場合、犠牲者は命を落とす。耐震化が図られていない建物であった場合、人災か天災かを問われる。これだけの強度が不足している建物である場合、広島市側に問題があったと言われるおそれがある。

担当課は、三滝少年自然の家の建替えまでの間の対処方法を早急に構築するとともに、宿泊棟の廊下や各部屋のドア等に子どもが見てもすぐに安全に逃げる方向が分かるような避難経路図を貼り、耐震診断で特に問題があった場所であるロビーを通らないように誘導し、より一層利用者が安全に避難できるようにすべきである。

【意見 5-3】 ロビー上の2階床下収納の中の荷物について

この施設の耐震性には相当の問題がある。現状においては、耐震化か建替えかの方向性を検討中である。

特に本館1階部分は、広いロビーがある。事務室の前から30m以上の間、柱が1本もない。前面は、広島市内が一望できるようにガラス張りになっており、これが耐震性において更に悪い要素となっている。

備品監査の際に、監査対象としたアコーディオンが収められていた床下収納はこの

ロビーの上であり、地震が起こり天井がその強さに耐えられずに落ちた場合にその荷物が落下してくる可能性が考えられる。地震の後、避難行動をとる宿泊者のうち、3階の宿泊部屋から建物の中央階段を使い外に出ようとした者が通る動線上になる。耐震化の対策が講じられていないうちは人命第一を考慮し、この床下収納には物を入れないようにするべきである。

【意見 5-4】 バンガローテントの廃止の検討について

バンガローテントは老朽化が進んでいるが、建替えを行うには高額な費用が予想される。利用者数の低迷や夜間の安全面の困難さ、害虫の面なども考慮して廃止を検討すべきである。

財政面が厳しい広島市において、老朽化施設に更に予算を投入するのではなく、県や国の同様の施設の利用を考慮すべきである。

担当課は、毎年少額とはいえ修繕料がかかっているバンガローテントの今後の在り方を早急に考慮すべきである。

**【意見 5-5】 使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて
(三滝少年自然の家等)**

三滝少年自然の家等では、この使用料収入は広島市の歳入に計上され、三滝少年自然の家等の指定管理料の一部に充てられている。

歳入決算額は歳入予算額を大幅に下回っており、当初予算に対する決算の達成率(歳入決算÷当初予算)は、平成27年度は43.29%、平成28年度は46%、平成29年度は41%、平成30年度は38%にとどまっている。

三滝少年自然の家は、早急に耐震補強か建替えか用途変更かの判断が必要となる。これらの判断基準の一つとなるのが、利用者数や歳入額などである。

予算額と決算額に2倍以上の乖離があることは、次に資金を投じるか、用途変更か、縮小するか、撤廃するかを判断を誤らせることにもなりかねない。

担当課は、使用料収入の予算額と決算額の大幅な乖離を解消すべきである。

6 【事業 6】 広島市似島臨海少年自然の家(指定管理)

**【意見 6-1】 使用料の歳入決算が歳入予算を大幅に下回っていることについて
(似島臨海少年自然の家)**

似島臨海少年自然の家の使用料は、広島市の歳入に計上され、似島臨海少年自然の家の指定管理料の一部に充てられている。

平成 27 年度から令和元年度までの使用料の歳入予算額は毎年約 2,600 万円であるが、歳入決算額は平成 27 年度から平成 29 年度までは 700 万円台で推移しており、平成 30 年度は西日本豪雨災害の影響で 533 万円となった。

歳入予算は、一応の見込みであり、結果として予算に対して過不足が生じることはあり得るが、本件について歳入予算と歳入決算の比較分析を行ったところ、当初予算に対する決算の達成率（歳入決算÷当初予算）は、平成 27 年度は 28.0%、平成 28 年度は 28.5%、平成 29 年度は 27.4%、平成 30 年度は 20.6%にとどまり、歳入予算に対して歳入決算が大幅に未達となる状況が続いている。

担当課の説明によれば、利用者の増加に向けた対策を講じているが、目標値に達していない。こうした中、広島市は、「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、施設環境の整備、活動・研修プログラムの充実や魅力的な事業の実施・誘致などの取組について検討しているとのことである。

基本計画では、概算事業費約 10 億円で施設の再整備を行い、年間宿泊利用者数 5 万人（平成 29 年度宿泊利用者数 2.2 万人）を目指すとしている。なお、基本計画が目標とするとおり利用者が増加するとしても、数年先の将来のことである。

担当課は、使用料収入について、予算額と決算額の大幅な乖離を解消するよう努めるべきである。

7 【事業 7- 】 広島市青少年センター（指定管理）

【指摘事項 7-1】 青少年センター使用料の返還事務について

令和元年 5 月 31 日に、（一財）A 社に 147,060 円の使用料返還金が支払われている。大きなイベントの主催者である（一財）A 社が 5 部屋を予約していたが、詳細がわかるにつれ、不要な部屋を解約してきたものであった。起票者の間違いにより、令和元年度で返還処理すべきものを平成 30 年度で処理していた。

広島市起案用紙の記載には、起案日：平成 31 年 3 月 31 日、決裁日：31.3.31、その他件名と伺いの記載があり、回議先には、起案者、課長補佐（事）主任、決裁者（育成課長）の押印がある。

担当課においては、「広島市起案用紙」において回議先として起案者から決裁者の押印を必要とする意味を再認識され、添付資料の内容確認も怠ることなく回議先としての使命を果たすようにすべきである。

8 【事業8】 広島市勤労青少年ホーム（指定管理）

【指摘事項 8-1】 指定管理者の業務である物品管理の不備について

令和元年 10 月 3 日の往査時に備品監査を行った。

中央勤労青少年ホームの指定管理者である広島市文化財団は、平成 5 年 5 月 14 日取得の電気冷蔵庫につき、使用不可であるにもかかわらず料理講習室に放置していた。

壊れており扉を開けると異臭がした。リサイクル料を購入時に支払う制度が確立する前の冷蔵庫で、処分時にリサイクル費用がかかることから、建物の改修等を行うときに一緒に処分を行う予定で、料理講習室に置いているとのことであった。

「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」2（指定管理者が行う業務の範囲）(4)カ（物品の管理）(イ)「広島市の所有する備品が本来の使用目的に供することができなくなったと認められるとき又は亡失があったときは、直ちに広島市に報告すること。」とされており、この電気冷蔵庫への対応はこれに沿っていない。

担当課は、仕様書に沿った物品管理が行えていないことにつき、嚴重注意を行い、早急に改善させるべきである。

【意見 8-1】 清掃業務について

中央勤労青少年ホームでの清掃業務は、広島市から指定管理として広島市文化財団が行うことになっているが、「広島市勤労青少年ホームの管理に関する基本協定書」の第 12 条により、第三者に委託されている。

しかし、清掃業者は通常、その契約により清掃箇所が列挙されており、それ以外の業務を行う場合は、追加契約をする必要がある。

往査に当該施設を訪れた際に、監査用に 4 階の第一集会室を準備されていた。その部屋のホワイトボードの下のペンなどを置く部分には、1 日分ではない量の文字を消した後のカスが残っていた。

「幟会館清掃業務日誌」によると、会議室集会室の業務は以下のとおり。

床を掃く（除塵）(畳含む) ... 1 / 日

床を拭く ... 1 / 日

床を掃く（除塵）(若者フリースペース分) ... 1 / 2 日

床を拭く（若者フリースペース分）... 1 / 2 日

什器・備品類を拭く ... 1 / 日

この業務内容によると、ホワイトボードの下は業者の清掃業務の範囲外である。当該施設の職員に確認したところ、このホワイトボードの下は職員が日常的に掃除するようにはなっていないとのことである。

また、女子トイレの手洗いの下に「調査日/16/10/5」のゴキブリ駆除用の粘着剤シートが放置されていた。大容量の芳香剤もいつから放置されているものか底の方に芳香剤の固まりが残っている状態で、役割を果たしているとは思えない物が置いてあった。

清掃ができていないことについて財団職員に確認すると、清掃業者等が行っているため、日常的には清掃はしない。年末にガスレンジなど清掃事業者の項目にない箇所を職員で掃除するとのことであった。

「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」には、指定管理者が行う業務の範囲の清掃業務として、「良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。(ア)日常清掃・随時清掃 清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の使用頻度に応じて、現行の作業基準を参考にした上で、適切に設定すること。」との定めがある。

指定管理者は、上記のとおり清掃業務につき許可を受けて事業者に委託しているのであるから、清掃がなされていない箇所については、指定管理者である財団職員が行うべきものである。

担当課は、清掃業者が清掃しない箇所については、指定管理者において美化に努めるよう指導すべきである。

【意見 8-2】 貸室等の消耗品等の管理方法について

令和元年 10 月 3 日、中央勤労青少年ホームの往査時に監査用に準備された会議室において、ホワイトボードの受け皿の部分に 9 本のマーカーとイレーサー 2 個が置いたままであった。全部のマーカーが使用可能であった。

職員によれば、マーカー等に関して強いて管理を行ったことがないとのことであった。必要だと言われればマーカー等を渡している。これでは紛失してもわからない。

民間の貸室業者などは、カゴに各貸室用のマーカー、イレーサー等の備品小物と雑巾が入っており、使用後はホワイトボードの受け皿や机などをその雑巾で拭き、カゴと一緒に事務室に返却するようになっている。

担当課は、モニタリングの際には館内を巡回し、消耗品の管理など注意すべきである。

【意見 8-3】 建物の現状を考慮した地震への対応について

中央勤労青少年ホームが入る幟会館は、耐震工事を行う場合、大がかりなアスベスト飛散防止措置を行う必要があり、かつ、現在、公共施設総合管理計画に基づき、勤労青少年ホームの今後の在り方を、他の施設との集約化や用途変更の可能性も含め

検討していることから、耐震化を保留しており、検査(耐震診断)も行われていない。

「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」2(指定管理者が行う業務の範囲)(6)(緊急時の対応)ア「指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。」と記載されている。事業計画書には、火災対応マニュアル等5つのマニュアルが綴られているが地震に対応するマニュアルは綴られていなかった。後日、担当課により地震マニュアルの存在があることは確認された。

全国の地方自治体が南海トラフ地震などに備えるため耐震化を進めていく中、広島市においては、市内の一等地にある当該建物につき、耐震化の計画も立っていない状態である。耐震診断をしていないため、現状把握がされていない。当該建物には、地域の集会所とNPO法人と中央勤労青少年ホームの3者がおり、同ホームの事務室は3階にあり、貸室は3階から5階にある。地震マニュアルによると職員が地震の際に貸室に赴いて利用者を誘導するようになっている。東日本大震災では地方自治体の職員や消防関係の人たちが職務を遂行し亡くなるケースが多く見られ、近年では職務中でも自分の命を守るべきではないかとの意見を言う有識者もあり、環境が変わりつつある。

担当課においては、会員は、年齢15歳から35歳までの若者たちであること昭和46年築の古い建物であることを念頭に置き、地震の大きさによっては職員が各貸室に救助に行けないことも想定し、初めての利用者であっても避難できるように安全策を講じるべきである。例えば、各貸室のドアの内側に何階にいるのか(「ここは、4階です」など)その階の見取り図 階段までの経路を記したり、館内放送での避難誘導も行えるようマニュアルの改訂を検討すべきである。担当課は、利用者はもとより職員の安全も確保すべきである。

9 【事業9】 広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助(補助金)

【意見9-1】 補助金の概算払額の適正化について

広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助金(以下「本補助金」という。)は、担当課から広島市文化財団に対して、毎月、概算払が行われ、年度末に精算額を決定し、翌年5月末までに広島市文化財団が広島市に対して返納するという流れになっている。

広島市文化財団が月次で作成し担当課に提出した「資金収支計画書」は、実際には当月に支出見込みがないにもかかわらず、前月までに概算払を受けた補助金の未執

行額を全額当月に執行するという算定方法に基づいた支出見込額が計上されていた。

平成 30 年度においては、本補助金のうち文化事業部管理運営事業で、合計 79,727 千円の概算払の戻入が発生しており、概算払の金額算定が結果として相当ではなかったと認められる。本補助金の文化事業部管理運営事業については、平成 30 年度のみならず、平成 28 年度で 24,158 千円、平成 29 年度で 35,720 千円の概算払の戻入が生じており、資金管理、事務処理の効率性の観点から、問題がある。

担当課は、広島市文化財団に対して、補助事業の進捗状況の実態を正しく反映し、より精度の高い支出見込額を記載した資金収支計画書を提出するよう指導し、概算払の金額が過大にならないようにするべきである。

10 【事業 10】 広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助（補助金）

【指摘事項 10-1】 補助金が広島市文化財団を経由して実行委員会に支払われていることについて

ア 補助金の交付申請・交付決定の事務手続について

本補助金については、広島市から広島市文化財団を経由して、全額が広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）に交付されている。

実行委員会への補助金の支払という形だけであれば、広島市が広島市文化財団に本補助金を交付する理由は乏しいと言わざるを得ず、本来は、本補助金の補助事業者である広島市文化財団自らが、補助事業に係る対象経費の執行を行うべきである。

広島市文化財団が実行委員会に対して補助金を交付するという例外的な運用を認めるにしても、担当課は、実行委員会が補助事業者として適正であることを確認した上で、本補助金の交付決定を行うべきである。

具体的には、補助金交付申請書に、広島市から広島市文化財団が受け取った本補助金の全額は、実行委員会に対して補助金として支払う旨及び事業計画を実施するのは実行委員会であることが明記されるべきであり、担当課は広島市文化財団に対してその旨を指導する必要がある。

また、担当課は、補助金の交付決定に際し、実行委員会の事業計画書、収支予算書、資金収支計画書の内容を確認する必要がある。これまで、担当課は、実行委員会の資金収支計画を補助金交付申請書上からは把握できない状態で、広島市文化財団への本補助金の概算払時期と金額を決定しており、経済性及び効率性の観点

からこのような運用はするべきではない。実行委員会の資金収支計画書を精査した上で、本補助金の概算払の時期、金額等を決定するべきである。

イ 補助金の確定に関する事務手続について

本補助金に関する事業実施報告書には、実行委員会についての言及がなく、第17回広島国際アニメーションフェスティバルの開催という補助対象事業は、広島市文化財団が単独で実施したかのように読み取れる記載内容になっている。事業実施報告書には、実行委員会が補助対象事業を実施した旨が明記されるべきである。

事業実施報告書における「4事業の実施効果」については、「市民に芸術文化に係る鑑賞の場を積極的に提供することにより、市民の芸術文化に対する関心と理解を深めることができ、広島市の文化の振興と向上に寄与することができた。」という記載にとどまっているが、これは、平成28年度及び平成29年度の広島国際アニメーションフェスティバルの開催補助金の事業実施報告書と一字一句違わず、同じ記載となっていた。事業実施報告書の記載を見る限り、事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することはできない。事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することができないにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用はするべきではない。

担当課に提出した本補助金に関する収支決算書において、本補助金がどのような費目にいくら使われたかという点については、「文化行事開催費・負担金及び補助金」という1つの勘定科目で表示されているが、この収支決算書の記載では、補助事業に係る経費について、単価、数量等が適正であったか、本補助金は有効に使われたのかという視点から検証することは不可能である。

今後は、本補助金に関する事業実施報告書、収支決算書においては、補助事業を実施したのは実行委員会であることを明記し、実行委員会から広島市文化財団に提出された「事業終了報告書」に記載された収支の詳細等についての内容を反映させ、具体的な事業の成果や事業費の説明等を記載するよう、担当課は広島市文化財団に対して指導し、補助金の額を確定する必要がある。

ウ 帳簿等の整備について

広島市補助金等交付規則第11条により、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票の備え付けと5年間の保存が義務づけられており、これに従い、広島市文化財団は、実行委員会に対して2回行った補助金の支払に関する書類及び帳票を備え、平成30年度終了後、5年間保存する必要がある。

一方、広島市文化財団が実行委員会に交付した平成30年4月1日付けの補助金の交付決定に関する書類においては、証拠書類及び帳簿の保存期間に関する定め

がない。

補助事業の経費の収支については、実行委員会が作成した会計帳簿に記録され、見積書・納品書・領収書等と併せて実行委員会が保管しているが、これらについても、広島市補助金等交付規則第 11 条の適用を受けるべきものであり、担当課又は広島市文化財団は実行委員会に対して、平成 30 年度終了後、5 年間保存するよう指導する必要がある。

11 【事業 11】 高齢者の社会参加促進事業に対する補助（補助金）

【指摘事項 11-1】 補助金が広島市文化財団を経由して実行委員会に支払われていることについて

ア 補助金の交付申請・交付決定の事務手続について

全国健康福祉祭参加事業及び高齢者作品展の 2 事業に対する補助金については、広島市から広島市文化財団を経由して、全額が負担金として広島市全国健康福祉祭参加実行委員会及び広島市高齢者作品展実行委員会（以下「実行委員会」という。）に交付されている。

負担金の支払という形だけであれば広島市文化財団に本補助金を交付する理由は乏しいと言わざるを得ず、本来は、本補助金の交付を受けた広島市文化財団自らが補助事業に係る対象経費の執行を行うべきである。

広島市文化財団が実行委員会に対して負担金を交付するという例外的な運用を認めるにしても、担当課は、実行委員会が負担金の交付先として適正であることを確認した上で、本補助金の交付決定を行うべきである。

具体的には、補助金交付申請書に、広島市から広島市文化財団が受け取った本補助金の全額は、実行委員会に対して負担金として支払う旨及び事業計画を実施するのは実行委員会であることが明記されるべきであり、担当課は広島市文化財団に対してその旨を指導する必要がある。

また、担当課は、本補助金の交付決定に際し、実行委員会の事業計画書、収支予算書及び執行計画書の内容を確認する必要がある。実行委員会の執行計画を補助金交付申請書上からは把握できない状態で、広島市文化財団への補助金の概算払時期と金額を決定しており、経済性及び効率性の観点からこのような運用はするべきではない。実行委員会の執行計画書を精査した上で、補助金の概算払の時期、金額等を決定するべきである。

イ 年度途中における事務手続について

広島市文化財団から担当課に提出する月次の平成 30 年度高齢者の社会参加促進

事業の実施状況及び資金計画（以下「実施状況及び資金計画」という。）は、広島市文化財団から実行委員会への負担金の支払状況が記載されているのみであり、実行委員会における本補助事業の執行状況が一切反映されておらず、担当課がこれを見ても、補助事業の進捗状況をモニタリングできない内容となっている。

担当課が補助事業の進捗状況を月次でチェックする目的に合致しない内容の実施状況及び資金計画を広島市文化財団に毎月提出させ、担当課内で報告し、決裁を受けている行為は、単に形式的なものであり、補助事業の進捗状況をチェックしているとは言えず、担当課はこのような運用はするべきではない。

実行委員会においては、補助対象である事業の終了後の期間に不適切な支出を行っているが、実施状況及び資金計画には、その事実が記載されておらず、担当課のチェックが及んでいない。

担当課は、実行委員会の負担金の執行状況を記載した書類を月次で確認する必要がある。

ウ 補助金の確定から精算までの事務手続について

広島市補助金等交付規則第 15 条第 1 項第 1 号の事業実施報告書に該当する「事業報告書」においては、補助金交付申請時の事業計画書に記載した事業内容とほぼ同様の内容となっており、また、実行委員会についての言及がなく、広島市文化財団が単独で補助対象事業を実施したかのように読み取れる記載内容になっている。

同条同項第 2 号の決算書に該当する「平成 30 年度決算報告書」においては、本補助金に関する収益及び費用が、決算書のいずれの科目にいくら含まれているか判別することができない内容になっている。

事業実施報告書及び決算書の記載を見る限り、事業の有効性、効率性及び経済性について、その費用対効果を検証することは困難であるにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用は改善されるべきである。

担当課は、広島市文化財団に対して、事業実施報告書及び決算書には実行委員会の具体的な事業の成果や具体的な事業費の説明等を記載するように指導し、担当課はそれらを十分に確認した上で補助金の額を確定する必要がある。

エ 帳簿等の整備について

広島市補助金等交付規則第 11 条により、補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票の備え付けと 5 年間の保存が義務づけられており、これに従い、広島市文化財団は、実行委員会に対して 2 回行った負担金の支払に関する書類及び帳票を備え、平成 30 年度終了後、5 年間保存する必要がある。

一方、広島市文化財団が実行委員会に交付した平成 30 年 4 月 3 日付けの負担金

の交付決定に関する書類においては、証拠書類及び帳簿の保存期間に関する定めがない。

広島市文化財団は実行委員会に対して、平成 30 年度終了後、5 年間保存するよう指導する必要がある。

【指摘事項 11-2】 広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が減免されず補助対象経費となっていることについて

全国健康福祉祭の代表者及び選手説明会は、広島市が所有し、広島市文化財団が指定管理者となっている広島市まちづくり市民交流プラザで行われているところ、平成 30 年 6 月 6 日、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会は、選手説明会等会場借上料として 33,950 円を広島市文化財団に支払い、同支払は補助対象経費として補助金の対象となり、広島市文化財団は、受け取った 33,950 円を施設利用料金収益として収益に計上している。

また、高齢者作品展の作品展示及び展示会に関連する催しは、同じく広島市まちづくり市民交流プラザで行われているところ、平成 30 年 8 月 29 日、広島市高齢者作品展実行委員会は、平成 30 年度広島市高齢者作品展会場使用料として 603,200 円を広島市文化財団に支払い、同支払は補助対象経費として補助金の対象となり、広島市文化財団は、受け取った 603,200 円を施設利用料金収益として収益に計上している。

広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金取扱要綱第 3 条によれば、「次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を免除する。(1) 広島市の市議会、市長部局、消防局又は行政委員会が主催し、又は共催して使用するとき。」となっており、広島市が主催あるいは共催していると判断できる実態があるにもかかわらず、必要な手続をとらなかったために利用料金の支払をすることは不当と言わざるを得ない。

市の施設の利用料を市の補助金で賄うというのは素朴な市民感情に反するものであり、今後は本事業において広島市まちづくり市民交流プラザ利用料金が全額減免されるよう、担当課及び広島市文化財団は、主催あるいは共催とするために必要な手続を早急にとるべきである。

【指摘事項 11-3】 全国健康福祉祭及び高齢者作品展の開催日後に購入した消耗品について

全国健康福祉祭は平成 30 年 11 月 3 日から 11 月 6 日まで開催された。高齢者作品展は、平成 30 年 9 月 8 日から 9 月 16 日まで開催された。

上記の開催日後に、広島市全国健康福祉祭参加実行委員会は合計 523,679 円、広島市高齢者作品展実行委員会は合計 71,487 円、2 つの実行委員会合わせて 595,166 円

の消耗品を購入し、補助金の対象経費とした。

開催日後に消耗品を購入している理由を広島市文化財団に質問したところ、全国健康福祉祭については、「毎年、予算の多くを占める宿泊・輸送センターからの宿泊費等について、選手の宿泊変更や追加の可能性があるため、宿泊・輸送センターの精算が済んでから、説明会資料用の用紙、インク等を購入していますが、それまでは、管理課や市民交流プラザに用紙やインク等を貸してもらい、年度後半に購入した現物で返却するようにさせてもらっています。」との説明を受けた。

高齢者作品展については、「予算の多くを占める会場設営委託業務は、毎年、設営委託料の値上がりが懸念されております。そのため、設営委託料の金額が決定するまでは管理課で購入している紙などの消耗品を借りて賄っており、年度後半に購入した現物で返却するようにしています。」との説明であった。しかし、上記の消耗品を広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課やまちづくり市民交流プラザから借りたという管理簿や証憑はなかった。

補助事業に係る消耗品等と補助事業以外の事業に係る消耗品等が混在して補助金の対象経費として計上されることは許されない。実行委員会から広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課やまちづくり市民交流プラザに消耗品等を現物で返却する場合には、管理簿を作成して行うべきであり、管理簿が作成されておらず、使用した消耗品等の分量が客観的に証明できない場合にこのように資料上の根拠もなく消耗品等の引渡しを行うことは違法ではないとしても、そのような運用をすべきではなく、不当である。

実行委員会と広島市文化財団の間で消耗品等の貸し借りをを行っている場合は、管理簿をつけることが相当である。

12 【事業 12 - 】 広島市青少年野外活動センター・こども村事業に対する補助(補助金)

【意見 12-1】 清掃業務について

往査時に確認したトイレは、定期的に清掃されているようには見えないほど砂とよごれが目立った。女子トイレの汚物入れ付近も定期的に拭かれているようには見えない汚れ方をしている。また、障害者用のトイレには、車いすが3台置かれていた。

青少年野外活動センターは広島市文化財団が自ら所有し、管理運営する施設であるため、広島市は、当該事業者に対し指導する立場にはないとのことであった。

しかし、施設の管理運営の費用と広島市文化財団所有の施設の耐震計画の立案についての補助金は広島市が負担している。

担当課は、広島市が補助金を負担している立場であることに鑑み、利用者が快適に施設を利用できるよう指導すべきである。

13 【事業 13 - 】 広島サンプラザホール事業に対する補助（補助金）

【指摘事項 13-1】 ESCO 事業者作成の「省エネ改修提案総括表」等のガス契約の見直しの項目の削減額 2,441,382 円（税抜）の計算において、1,114,907 円の重複計上があること等について

省エネルギーサービス契約に先立って ESCO 事業者が作成した「省エネ改修提案総括表」につき、監査人が削減量にエネルギー単価を乗じて削減額が正しく計算されているかの確認作業を行ったところ、「給湯熱源システムの効率化」、「節水型シャワーヘッドへの交換」及び「ガス契約の見直し」の 3 か所について計算が合わないことが判明した。この原因を検討したところ、計算の合わない「給湯熱源システムの効率化」及び「節水型シャワーヘッドへの交換」については、計算に使用されるエネルギー単価に昼間単価と夜間単価を使用していることであったが、「ガス契約の見直し」については、契約時に重油の計算を 1,114,907 円重複計上した数値を記載していたことで乖離が生じていることが判明した。

「ESCO 事業者 年間削減額」の金額は、本事業の契約書において「削減予定額」の金額に引用されている金額であり、毎年度終了後のエネルギー削減量の検証に用いられる検証方法 B にも影響を及ぼすものである（現在は、補記にて対処）。

担当課は、「ガス契約見直し」における重複計上について、重複計上により ESCO サービス料を支払う際に「実削減額」と比較する「削減保証額」には、契約上影響が生じないと判断し、同社と協議の上で契約変更は行わないこととして変更を行っていないとの回答であった（なお、協議の内容を示す議事録も確認できなかった。）

しかし、省エネ契約書第 14 条第 1 項に記載されている「削減予定額」は、ESCO サービス料を支払う基準となる「削減保証額」の算出の基礎となった数値（「削減保証額」は「削減予定額」の 90%以上とする。）であり、「削減予定額」が正しく算出されておらず、その点について複数年にわたり担当課が看過していたことは、不当と評価せざるを得ない。

担当課は、契約締結時に双方確認が不十分であったこと、省エネ契約書第 14 条第 1 項の削減予定額及び包括的エネルギー管理計算書については、正しい内容で今後管理していくことを記載した覚書を交わす等の手続を行うべきである。

公益財団法人広島市スポーツ協会

1 【事業 14- 】 中区スポーツ施設（指定管理）

【指摘事項 14-1】 「指定管理者 実地調査チェック票」のチェック項目記載漏れについて

担当課は、広島市中区スポーツセンター外 35 施設の管理に関する協定書の規定に基づいて、各スポーツ施設のモニタリング実地調査を年 2 回実施している。実施に際しては、「指定管理者 実地調査チェック票」により、チェック項目の確認を行い、チェック漏れのないように努めているが、中区スポーツセンター外施設の平成 30 年 11 月 30 日分及び平成 31 年 2 月 18 日分のサンプル調査を行ったところ、「巡回確認」のチェック項目にあるトイレや更衣室の「良・悪」欄のいずれにもチェックがなされていないものがあつた。これでは、確認したのかしていないのかも含めて、実地調査の目的を果たしていない。

実地調査は、2 名 1 組で実施されていることや、チェック漏れを防止する目的で作成されている「チェック票」に掲げてある項目については、最低限のチェックをすべきであり、報告時の決裁も含めて適切に確認されたい。

【指摘事項 14-2】 監視カメラの修繕時期が「施設修繕事前協議書」の決裁時期と間隔が空いていることについて

吉島屋内プールにおいて、「監視カメラ取替修繕」として、平成 31 年 3 月に施工されている。

広島市スポーツ協会（以下「協会」という。）内の手続として、施設修繕の要否を「施設修繕事前協議書」（以下「協議書」という。）により判断しているが、平成 30 年 7 月 19 日頃、故障の事実が発生したため「協議書」を同年 7 月 23 日に起案し、その際に、『修繕の実施』を判断したが、協議書添付見積書の提示の平成 30 年 10 月 10 日まで約 2 か月半が経過し、さらに実際に契約をした平成 31 年 2 月 8 日まで約 6 か月が経過している。実際に監視カメラが取り付けられた施工日は平成 31 年 3 月 20 日であるから、故障発生から約 8 か月後まで 2 台の監視カメラは使用不能な状態のままであったことになる。

故障事実の発生については、「協議書」に記載された「修繕実施の内容及び理由」において『吉島屋内プール内の監視カメラ 3 台中 2 台が故障し映らない。また、レコーダーも耐用年数を超え、いつ録画できなくなるかわからない。防犯や緊急対応時に必要である。』とされていることからみて、基本協定書第 29 条第 2 項第 3 号「その他本業務の実施に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合」に該当す

るため、その発生月において「故障している旨」を報告するべきであり不当である。

利用者の安全面が最優先されるべきであり、本件のように「防犯や緊急対応時に必要」としながら、故障の発生時から 8 か月を経過しての修繕実施は明らかに期間が空きすぎであり不当である。

担当課は、安全面からみれば遊泳中の監視員が常駐していること、また、防犯面からみれば、5 台のうち 3 台は稼働していることから、いずれも支障がないと説明するが、例えば、当該 8 か月間に犯罪行為が発生し、カメラの故障により情報提供ができない結果となった場合であるとか、監視員が通常以上の緊張感で監視に当たらなければならない状況であることを考えれば、速やかに修繕に取り掛かるべきであったと考える。

指定管理者として「施設の適正な管理を確保しつつ、市民サービスの質の向上を図る。」という運営方針に逆行したものであり、今後は、基本協定書及び仕様書並びに実施報告書において、広島市と協会の間で、故障や修繕等の発生報告が速やかに行われるよう次のような改善策を検討されたい。

ア 改修と修繕の定義（取扱い）を明確にすること。

イ 修繕の金額基準（おおむね 100 万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。

ウ 指定管理期間内の修繕計画を綿密に立てること。

2 【事業 15】 東区スポーツ施設（指定管理）

【指摘事項 15-1】 監視カメラ設備、空調機及び電気設備の各修繕を分割発注していることについて

東区スポーツセンター及び総合屋内プールともに、「監視カメラ設備修繕」（以下「監視カメラ等」という。）、「空調機修繕」及び「電気設備修繕」（以下「空調機等」という。）として、それぞれ 1 回当たり修繕料として、契約金額が 100 万円に近い金額になっている。

広島市スポーツ協会（以下「協会」という。）としては、当該「監視カメラ等」及び「空調機等」の取替は「修繕」と判断し、「基本協定書」及び「仕様書」の規定により、100 万円未満の「修繕」であれば、指定管理料からの支出が認められると判断したと推察されるが、本件は、実態は「改修」であるから、平成 29 年度及び平成 30 年度に「監視カメラ等」修繕料として支出した合計金額 6,204,600 円、平成 30 年度に「空調機等」修繕料として支出した合計金額 3,898,800 円は、金額基準により、

それぞれ 100 万円を超える「大規模修繕」となり、本来は、「設備全体の改修」として工事全体の規模を把握するとともに、広島市に報告し、基本的には広島市の負担により施工すべきであった。

さらに、この発注方法は、一体工事を分割して発注する、いわゆる『分割発注』という形態であり、極めて問題である。また、この方法を採用したことで広島市と指定管理者との費用負担とは別に、次の問題も生じる。

協会は、契約事務について、「広島市契約規則」に準拠しており、本来であれば、本件修繕料は「設備全体の改修」として広島市に報告し、広島市が一般競争入札で契約すべきであったところ、本件のように協会が『分割発注』したことで、広島市が結果的に一般競争入札を逃れ、適正な競争を妨げたことは、地方自治法の趣旨に鑑みれば不当である。

本件は『分割発注』方式で随意契約をしており、個々の契約は、限りなく 100 万円に近い金額となっていることから、全体的に改修する場合と比べて高額な契約になることは明白であり、一般競争入札をした場合の契約額と本件随意契約の契約額との差額については過大な支出となるものであり、極めて重大な問題である。

協会は「適正な価格で契約をしている。」という認識を改め、重大な事態であるという認識を持つべきである。

今後は、基本協定書及び仕様書並びに実施報告書において、広島市と協会の間で、故障や修繕等の発生報告が速やかに行われるよう次のような改善策を検討されたい。

- ア 改修と修繕の定義（取扱い）を明確にすること。
- イ 修繕の金額基準（おおむね 100 万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。
- ウ 指定管理期間内の修繕計画を綿密に立てること。

3 【事業 16】 佐伯区スポーツ施設（指定管理）

【意見 16-1】 利用者数の少ない施設の有効利用や統廃合の検討について

佐伯区では、旧湯来町との合併時に引き継いだ施設を抱えるため、用途が重複するスポーツ施設が多く、また、エリアとしては広範囲にわたるため、利便性の面からも利用者が少ない施設があるのが現状である。

「湯来庭球場」及び「湯来南庭球場」の利用者数がそれぞれ全くない月が複数月ある。「湯来南庭球場」は冬場の 4 か月の利用者がいない理由は凍結等によるものと推察さ

れるが、比較的気候が良い時期でさえ利用者がいない月がある。

担当課によれば、「湯来地区」の活性化に資するため、当施設の有効利用の検討をシンクタンクに委託しているとの説明であるが、「湯来地区」という広域的な検討とともに、施設を管理するために今後も継続して維持管理費用は発生するため、利用者数が特に少ない「湯来庭球場」及び「湯来南庭球場」については、利用者数向上の施策等（例えば、テニスサークルやテニス教室の開催、地元中高等学校の部活利用など）についても具体的に検討し、施設そのものの有効活用を図られたい。また、近隣施設との統合や廃止も併せて検討されたい。

4 【事業 17】 広島市スポーツ協会管理運営事業等に対する補助金等（補助金・出資金）

【指摘事項 17-1】 広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金を広島市スポーツ協会の特定資産に計上し、活用されていないことについて

平成 15 年から平成 30 年までの間、広島東洋カーブから広島市が受けた寄附金 5 億 6 千万円は、広島市から広島市スポーツ協会にさらに出えんされ、広島市少年野球振興基金として特定資産にストックされている。

しかし、平成 15 年度から平成 30 年度までの広島東洋カーブからの寄附金 5 億 6 千万円については、全く使われていない。

担当課に今後の活用計画について質問したところ、広島県が広島西飛行場跡地に M I C E（国際会議が可能となる大型施設等のインフラ整備）の実現可能性についての検討をしているため、それを受けて多目的広場等の整備に係る費用の財源として基金を活用することになるとの回答があった。

担当課は、平成 15 年度から基金が活用されていないことから、運用益を含めて基金を活用していくよう、今後の事業実施を検討すべきである。

一般財団法人広島市都市整備公社

1 【事業 18】 下水処理施設維持管理

【事業 18- 】 下水道施設の水質管理（業務委託）

【意見 18-1】 契約書の記載について

広島市は、広島市都市整備公社（以下「公社」という。）に対して、特命随意契約により業務委託を行っている。特命随意契約の理由を検討したところ、公社のこれまでの実績に鑑みて業務実施能力を有していることを検討されていることを確認した。

しかしながら、公社以外の者が業務を実施できないことについて、民間事業者による業務の参入機会の可能性を広島市が検討している文書は確認できず、担当課に対するヒアリングによっても、そのような事実を確認することはできなかった。

これについて、担当課に確認したところ、当該業務委託には、水質検査のみならず、水質の悪化等への対応について、臨機応変に広島市と連携して、広島市の千田、江波、旭町など各センターが水処理等の工程全般を適切に管理し、最適な維持管理を行えるよう、必要な提案や助言を行う「コンサルティング」のような業務が含まれており、こうした提案等は広島市の水質検査を経験した者でなければならず、本業務の性質から一般競争入札には適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当することから、特命随意契約を締結しているというものであった。

一方で、本業務委託に関する委託契約書や仕様書では、広島市が求めている提案等を行うことが明記されておらず、また、広島市の水質検査を経験した者の関与が必須である点も明記されていなかった。

このため、民間事業者への委託になじまない理由が見出しにくく、また、担当課に対するヒアリングによって、その他報告事項として提案等を行わせている実態は確認できたが、その内容が具体的でないことや「公正な委託契約」といった観点から鑑みて、仕様書の内容が希薄であると思われる。

本件の委託契約の締結に当たっては、受託者に求める業務内容等を契約書や仕様書において明記し、契約の透明性を確保されたい。

2 【事業 19】 一般廃棄物収集運搬等

【事業 19- 】 普通ごみ収集（業務委託）

【指摘事項 19-1】 電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

「中・東区普通ごみ収集運搬その他業務」において、電子レンジを購入し、消耗品費等に計上している。

「電子レンジ」が業務に必要か否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。

広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は広島市都市整備公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

【意見 19-1】 公社に対する委託料が他の民間委託業者に対する委託料に比べて多額であることについて

広島市の普通ごみの収集については、広島市各環境事業所（以下「直営」という。）が収集する区域を除き、広島市内を全 21 区域に分け、公社が特命随意契約で受託している「中区東区の一部の地域等」（以下「公社の収集区域」という。）以外は、20 区域（以下「公社以外の収集区域」という。）ごとに、一般競争入札により、民間委託業者を決定している。

広島市は、直営及び公社以外の収集区域（20 区域）ごとに、前年度のごみの排出量（トン）の実績値及び車両ごとの実稼働時間から収集車が何台必要かを割り出し、理論上の収集車の必要数を算出している。理論上の必要収集車数に 1 台当たりの経費（広島市で積算した所要経費）を乗じて、入札予定価格を算定している。

公社の収集区域についても、上記の理論上の必要収集車数を算出しているものの、これを採用することなく、別途、公社職員の普通ごみ収集業務に係る人件費や経費を積み上げて積算し、その積算額を契約額としている。

「中区東区の一部の地域」に係る人件費等以外に、広島市南区似島及び同区宇品町金輪島の島しょ部の家庭ごみの収集運搬業務や業務センターにおける人件費等も委託料に含まれており、この点については、他の民間委託業者とは単純比較できない。

公社との委託契約金額は、民間委託業者と比較して所要台数 1 台当たりの金額、予定収集量 1 トン当たりの金額ともに 1.2 倍程度多額となっている。

民間委託業者の委託契約金額と比較するため、公社の委託契約金額のうち、「中区東

区の一部の地域」の普通ごみ収集業務に直接従事した人件費等（以下「直接人件費等」という。）と比較しているが、委託契約金額には他に、出島業務センターに従事する、いわゆる間接部門人件費等（以下「間接人件費等」という。）や似島・金輪島のごみ収集業務に従事する人件費等（以下「島しょ部人件費等」という。）が含まれている。

民間委託業者と比べて委託契約金額が多額になることの主な要因としては、民間委託業者は1台当たりに係る所要費用（人件費及び経費）から積算されて入札予定価格を算定しているのに対して、公社は普通ごみ収集業務に係る人件費の全額を積み上げて算出しているためである。

「直接人件費等」「間接人件費等」「島しょ部人件費等」など全体的に人件費の比重が高いことが要因であり、公社職員の高年齢化等で1人当たりの給与額が民間業者に比べて高いことや嘱託職員や臨時職員への転換ではその差は埋まらないと思われる。

特に、比較対象の業務である「中区東区の一部の地域」の普通ごみ収集業務については、民間委託業者と同じ規格の収集車を使用し、収集車1台に2名の職員を従事していることについて両者の間に大きな違いはないことから、特命随意契約ではなく同じ条件（積算根拠）により一般競争入札にすることで、適正な価格になるものと思われる。今後は、当該業務を民間へ移譲していくことを検討されたい。

【事業 19- 】 不燃ごみ転送場ごみ計量（業務委託）

【意見 19-2】 祝日に収集した「不燃ごみ」を集積施設へ搬入する車両の監視及び計量業務の在り方について

ア 祝日に「不燃ごみ」を収集することにより発生する費用について

祝日に収集された「不燃ごみ」は、広島市中区江波にある「A社工場」内にある敷地を借り受けた場所（以下「集積施設」という。）に仮置きされているが、収集車が当該集積施設に搬入する際に、適正なごみかどうかの監視業務及び収集量がいづらかの計量業務を行うため、広島市は広島市都市整備公社（以下「公社」という。）に不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務（以下「本件業務」という。）を委託している。

これを受けて公社は、2名の職員を従事させて、時間外勤務手当など年間806,121円を支出している。

イ 本件業務以外に発生する業務（不燃ごみ運搬業務及び不燃ごみ集積施設維持管理業務（以下「不燃ごみ転送業務」という。））について

(ア) 不燃ごみ転送業務の契約内訳

祝日に収集された「不燃ごみ」は、A社に関連する法人のB社が集積施設でのパッカー車（集塵車）への積載及び『玖谷埋立地』までの運搬業務を行って

いる。

広島市はB社と委託契約（特命随意契約）を年間約1,600万円で締結しており、その内訳は下表のとおりである。

不燃ごみ転送業務内訳（概算額）（単位：千円）

区分	運搬経費	受入積込 経費	計量経費	固定経費	計
人件費	900	200	0	0	1,100
物件費	1,100	4,900	700	5,200	11,900
諸経費等	500	1,100	200	1,200	3,000
計	2,500	6,200	900	6,400	16,000

（平成30年度不燃ごみ転送委託量積算内訳より監査人作成）

（イ）不燃ごみ転送業務が特命随意契約である理由等

これまで、代替地や別の方法を全く検討していないという訳ではなく、むしろ、転機を迎える都度検討しており、B社との委託契約が特命随意契約である理由を覆すほどの理由はない。しかし、昭和52年当時のB社との契約経緯を示す書類が残っており、当初からB社と取引する蓋然性があったというほどの理由は見当たらない。

ウ 本件業務等の今後の在り方について

不燃ごみ転送業務については、B社との契約経緯が確認できない部分があり、特命随意契約が継続していく以上、優位性が働き、委託金額が増加していくリスクが伴うため、現行契約の内容を常に検証する必要がある。

例えば、業者の提示金額が適正価格の範囲内であることを確認するため、建築設備担当部署等に提示金額の妥当性を確認する等、必要最小限の金額となるように、常にコスト削減を意識しておくことが望まれる。

一般的に廃棄物処理施設はいわゆる迷惑施設とされており、地元住民への負担を強いることとなるという特殊な側面があるが、漫然と業務を実施するのではなく、経費比較を実施し、常に効率の良い業務の在り方について検討を継続していく必要がある。

【事業 19- 】 し尿収集運搬事業(業務委託)

【指摘事項 19-2】 印紙貼付漏れを放置している組織体制について

広島市都市整備公社より提出された資料(平成31年1月21日の施行伺に係る承諾

書)を確認したところ、「印紙 200 円が必要です(請負契約)」と記載された付箋が貼られ、印紙は貼られずそのままの状態となっていた。

担当者を介して広島市都市整備公社にヒアリングしたところ、業者へ伝えているが、本件については、その後の処理を公社及び業者ともに失念していたとのことである。

広島市都市整備公社は広島市が出資している法人等の監査業務等も担う法人であるが、その内部において、書類の不備に気がついた職員がいてもそれを補完することができない状態にあり、結果的に文書作成者である請負業者側において脱税となってしまうている。

担当課は、本件に関し、見過ごすことなく適正な指導を実施し、不備が解消されたことを確認すべきである。

【意見 19-3】 民間業者の更なる活用について

本事業は、広島市都市整備公社に委託している旧広島市内のし尿収集運搬業務である。

新市域における民間業者委託分と広島市都市整備公社委託分の収集件数 1 件当たりのコストと収集量 1kℓ当たりのコストをそれぞれ算出してみると、大きく異なることがわかる。

なお、広島市都市整備公社委託分のコストについては、収集効率の低い似島分及び施設管理費を除いて算出した。

平成 30 年度	1 件当たりのコスト	1kℓ当たりのコスト
広島市都市整備公社委託分	11,117 円	46,282 円
民間業者委託分	6,919 円	26,277 円

民間業者に更に委託できる余地はないか徹底した見直しを行うことで、本事業の一層の効率化・合理化が図られるものとする。

【事業 19- 】 液状一般廃棄物処理手数料徴収事業（業務委託）

【意見 19-4】 手数料徴収方法について

本事業は、広島市域のうち、安芸地区衛生施設管理組合の所管区域(東区旧安芸町及び安芸区)を除く区域のし尿処理手数料の徴収業務である。

広島市都市整備公社が作成した「平成 30 年度 事業の実施状況」によれば、し尿処理手数料の徴収件数は年々減少してきており、手数料の徴収額について担当者にヒアリングしたところ、同様に年々減少してきている。

業務計画の策定方法及び口座振替推進のための施策について担当者にヒアリングしたところ、「市において、直近 1 年間の収集件数実績に過去の平均逓減率を乗じて次年度の収集件数見込を算出し、公社において、市が算出した収集件数見込に直近 1 年間の手数料徴収件数の実績比を乗じて算出している。口座振替推進の施策については、新規顧客及び納付滞納者に対して口座振替を推奨している」とのことであった。

支払書類の所在不明等により、納付手続が円滑に行われない場合等において、追加的にやむを得ず発生する職員の人件費やバイク等の物件費を考慮すると、口座振替と納付制とで必要とされるコストは大きく異なる。

利用者の利便性及び本事業の更なる効率化や合理化の観点から、口座振替のより一層の推進が必要ではないかと考える。

【事業 19- 】 し尿等投入施設搬入監視等事業（業務委託）

【意見 19-5】 ICT 活用について

本事業は、広島市域(東区旧安芸町及び安芸区を除く)並びに安芸太田町域で収集されたし尿及び浄化槽汚泥が、広島市西部水資源再生センターへ搬入される際に広島市都市整備公社が実施する監視等業務である。

広島市都市整備公社が作成した「平成 30 年度 事業の実施状況」によれば、搬入台数は平成 27 年度から減少し続ける一方、「平成 30 年度決算費目別予算比較」によると、平成 30 年度における本事業費は前年度より増加している。

監視等の業務は全て目視で行われているとのことであり、監視カメラや通信ソフト等、いわゆる ICT 活用による事業効率化施策について検討されたい。

【事業 19- 】 玖谷埋立地ごみ計量業務（業務委託）

【指摘事項 19-3】 電子レンジの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

「玖谷埋立地ごみ計量その他業務」において、電子レンジを購入し、消耗品費等に計上している。

「電子レンジ」が業務に必要か否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。

広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は広島市都市整備公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

【事業 19- 】 安佐南工場破碎施設ごみ計量業務（業務委託）

【指摘事項 19-4】 電気ポットの購入費用を委託業務に係る消耗品費等として支出していることについて

「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」において、電気ポットを購入し、消耗品費等に計上している。

「電気ポット」が業務に必要なか否かについては、「あった方が便利である」といった程度のものであり、本件業務を実施するために直接必要な費用ではないと考えられる。

広島市から委託を受けた本件業務に直接関連性が薄い支出であり、委託料から支出すべきものではない。今後は広島市都市整備公社全体の運営に係る費用で対応するなど、委託料収入に対する支出は必要最小限にする努力をすべきである。

【意見 19-6】 自己搬入する場合に、不適物（大型ごみに該当しないごみ）を持ち帰らせることへの対策について

家庭ごみについては、通常は無料で収集されている行政サービスであるが、「大型ごみ」についてのみ、予約制で、かつ、料金を支払うという点が他のごみとは相違している。

大型ごみも自己搬入すれば無料であるが、自己搬入できないごみの種別まで確認していない方も多いのではないかとと思われる。

例えば、広島市のホームページにおいて、「自己搬入できる大型ごみはどのような物をイラスト化する」、「自己搬入できない不適物の持ち込み例を具体的に表示する」、「不適物の持ち込みは厳しくチェックしていることを大きく表示する」など、不適物の持ち込みが減ると思われる方策等を検討されたい。

3 【事業 20】 広島市西部リサイクルプラザ運営（業務委託）

【指摘事項 20-1】 通路庇上部防水修理を 100 万円に近い金額で契約していること及び工事完成写真の工程と工事内訳が不突合である点について

広島市西部リサイクルプラザ 1 階外部通路庇上部の防水修理として、次表 1 のとおり修繕料として支出されており、1 回当たりの契約金額が 100 万円に近い金額になっている。

表1：工事の内容

施設名	支出年度	金額(円)	修繕場所	工事内容	検査日	指名業者
西部リサイクルプラザ	H30	993,600	1階外部通路 庇上部	防水修理	H30.8.24	(株)A建設

(施行伺より監査人作成)

(株)A建設から提出された「見積書」の見積条件にある「庇の下側亀裂の補修は別途とさせていただきます。」という記述は、補修することが前提の記述であると思われたが、担当課からは、「犬走り部分（庇下部の亀裂）は、地面の亀裂であるため、修繕を予定しておらず、(株)A建設が現地を確認した際に犬走りの亀裂に気づき「仮に修繕を行う場合は」との前提で記載されたものである。公社として見積りを依頼したものであるのではない。」と回答を受けた。

当該補修しなかった箇所は、児童らが多く見学する施設でもあり、金額基準にとらわれることなく、発注者である「広島市」を交えて、安全面等を含めた検討をした方がよかったと考える。

また、本件修繕は「仕様書」がないことから、次のとおり検収状況等が事後的に検証できない状態にあった。

西部リサイクルプラザと(株)A建設との間で、施工前の打合せ時に「工事範囲がどこまでなのか」という点、施工後に「発注どおり適正に施工されているか」、「発注箇所が工事写真と一致しているか」という点など、工事範囲や責任範囲を「仕様書」や「工事内訳書」で明確にせずに契約したことは不当である。

今後は、建設業者と取引を行う際には、工事（修理）内容を明確にし、適正に施工されたことを確認する上でも、仕様書を書面化しておくことが望ましい。

また、利用者の安全を第一に考え、広島市と公社の間で、次のような改善策を検討されたい。

- ア 改修と修繕・修理の定義（取扱い）を明確にすること。
- イ 修繕の金額基準（100万円未満）とは別に、利用者サービスと安全面を第一に緊急を要する修繕等は例外規定を設け、迅速に対応できるようにすること。
- ウ 施設内の修繕計画を綿密に立てること。

4 【事業 21】 広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助(補助金)

【意見 21-1】 広島市都市整備公社の管理運営事業等に対する補助事業の在り方について

広島市都市整備公社が作成した事業計画書及び事業報告書によれば、本事業は「法人管理」と位置付けられ、その事業費の内訳は「事務局経費等」、「広島市関係団体の監査補助経費」、「広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費」とされている。補助金等の交付には公益性が要求されるため、その説明はなされているが、事業実施の成果あるいは効果についての具体的な記載はない。平成 25 年度の広島市包括外部監査における意見では「補助事業に係る補助対象経費及び事業成果等の明確化について」として、「事業計画書には、具体的な実施内容や数値目標等について記載するとともに、事業報告書には、事業の成果や目標の達成状況及びその分析結果等も記載するよう本団体に対して指導することが望ましい。」とされている。

事業実施の成果あるいは効果について、補助金・補助事業として十分な検証及び分析がなされているか検討する余地があるものと考ええる。

公益財団法人広島市みどり生きもの協会

1 【事業 23】 広島市植物公園

【事業 23- 】 広島市植物公園（指定管理）

【指摘事項 23-1】 カスケードハンギングバスケット植替え業務の委託を随意契約としていることについて

公益財団法人広島市みどり生きもの協会（以下「生きもの協会」という。）は、平成 30 年度において、5 度にわたるカスケードハンギングバスケット植替え業務を全て随意契約により業務委託している（計 999,540 円）（以下「本件業務委託」という。）

生きもの協会は、本件業務委託を随意契約とした理由について、「従来のものより格段に大型で、高度で専門的な能力を必要とするため A 協会 B 支部にしか制作できない」とし、「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」（広島市みどり生きもの協会会計規則取扱規程第 5 条第 2 号アの（オ））に該当するものとしている。また、生きもの協会は市内の植栽に関する業者の能力を把握しており、その情報に基づき一者随意契約を締結していることは同協会の裁量の範囲であるとしている。

しかし、広島市内においても現に大規模商業施設でのハンギングバスケットの制作実績を持つ民間の園芸店等は存在しており、このような業者を委託先の候補から排除することについて生きもの協会内部で十分な検討が行われている痕跡は見受けられず、漫然と随意契約を行ったと評価せざるを得ず、裁量権の範囲を超えるものである。また、受託者に一定水準の質の作品を要求するのであれば、資格保有や制作実績等により応募資格を制限する旨を仕様書等に明記するなど、委託先の選定プロセスを明確化すべきである。

今後の業務について、経済性、透明性の観点から、問題点を十分把握分析した上で競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。